ASEANの知的財産概況



2024年10月
WIPOオンラインセミナー

ジェトロシンガポール事務所・知的財産部
西尾 元宏

ジェトロバンコク事務所・知的財産部
内藤 康彰

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ASEANの知財概況

1. ASEAN全体

2. ASEAN各国の知財制度の現状と動き

　　（１）シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブルネイ

　　（２）メコン地域（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）

3. ジェトロシンガポール・バンコク知財部の活動

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ASEAN（東南アジア諸国連合）

- 加盟国　　：10か国

 ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、
 フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム



- 面積　　：449万km2　（日本37.8万km2）
- 人口　　：約6.9億人　（EU 約4.5億人）
- 名目GDP　：約３.6兆米ドル　－　世界で5番目に大きい経済圏？
- GDP成長率　：4.6%（域内平均）

出典：世界銀行、外務省

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ASEAN諸国連合の成立と加盟

- 1961年　東南アジア連合（タイ・フィリピン・マラヤ連邦）の発足
- 1967年　東南アジア諸国連合の設立（バンコク宣言）
 インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、シンガポール
- 1984年　ブルネイ加盟
- 1995年　ベトナム加盟
- 1997年　ラオス、ミャンマー加盟
- 1999年　カンボジア加盟

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ASEAN各国の人口

	2023年人口（百万人）	うち若年(0-24才)割合	2023→2030年の人口伸び率予測
インドネシア	281	40.9%	5.2%
フィリピン	115	47.7%	5.7%
ベトナム	100	37.1%	3.9%
タイ	72	27.7%	-0.7%
ミャンマー	54	41.0%	4.1%
マレーシア	35	39.2%	8.1%
カンボジア	17	47.2%	8.1%
ラオス	7.7	49.5%	9.0%
シンガポール	5.8	27.9%	4.2%
東ティモール	1.4	56.0%	9.8%
ブルネイ	0.5	36.1%	5.1%
日本	124	21.1%	-3.8%

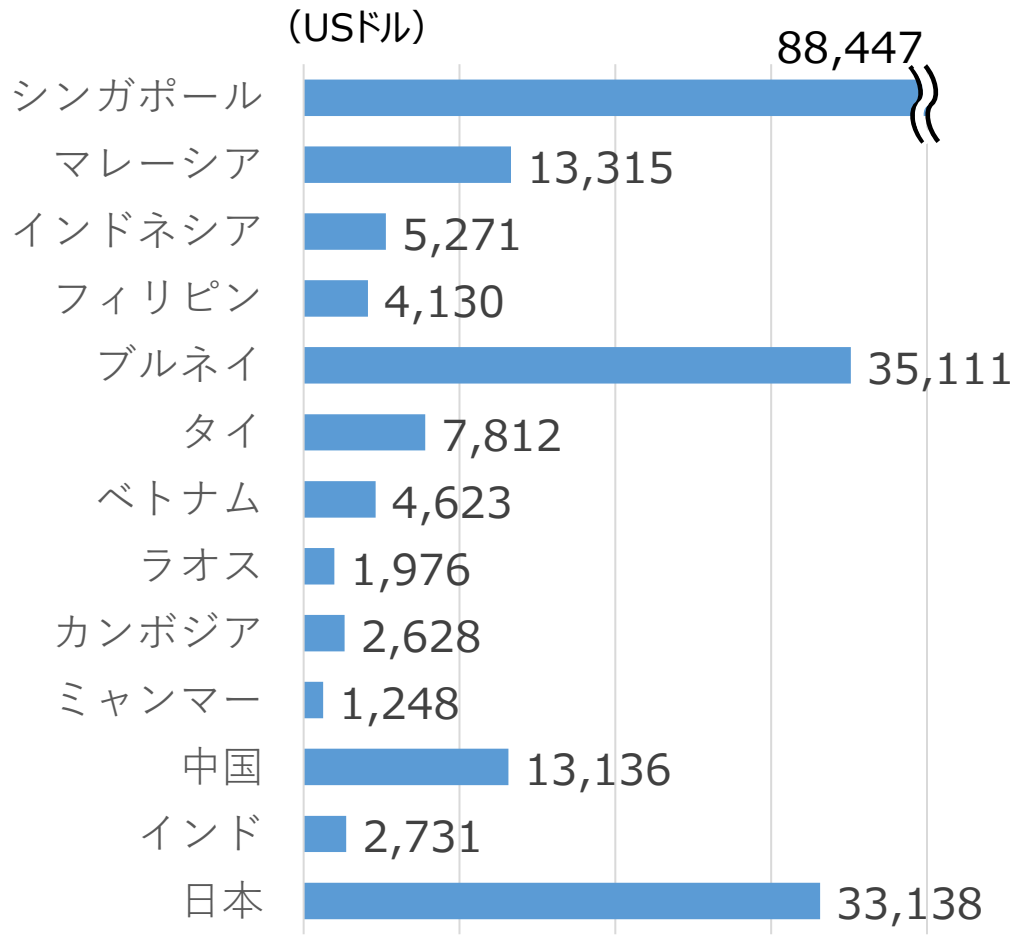
国連の公表データに基づき作成
https://population.un.org/wpp/

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

マーケットとしてのASEAN

実質GDP成長率（%）：一部推計値							
国名	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
シンガポール	3.5	1.3	-3.9	9.7	3.8	1.1	2.1
マレーシア	4.8	4.4	-5.5	3.3	8.7	3.7	4.4
インドネシア	5.2	5.0	-2.1	3.7	5.3	5.0	5.0
フィリピン	6.3	6.1	-9.5	5.7	7.6	5.6	6.2
ブルネイ	0.1	3.9	1.1	-1.6	-1.6	1.4	2.4
タイ	4.2	2.1	-6.1	1.5	2.5	1.9	2.7
ベトナム	7.5	7.4	2.9	2.6	8.1	5.0	5.8
ラオス	6.3	4.7	-0.4	2.1	2.3	3.7	4.0
カンボジア	8.8	7.9	-3.6	3.1	5.1	5.0	6.0
ミャンマー	6.4	6.8	-1.2	-10.5	-4.0	2.5	1.5
中国	6.8	6.0	2.2	8.4	3.0	5.2	4.6
インド	6.5	3.9	-5.8	9.7	7.0	7.8	6.8
日本	0.6	-0.4	-4.1	2.6	1.0	1.9	0.9

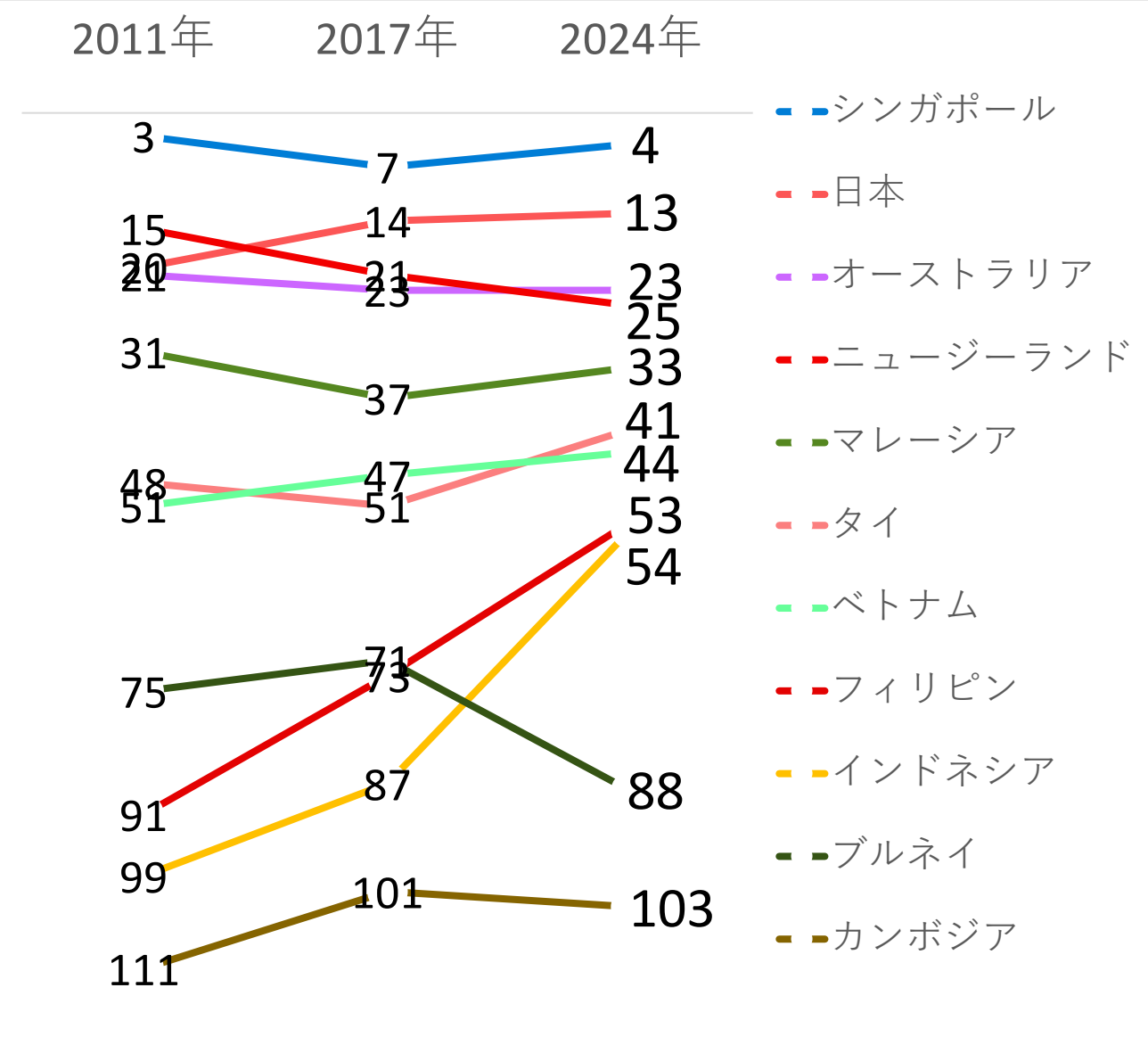
一人当たりGDP (2024: 推計値)



国際通貨基金（IMF）のデータに基づき作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

イノベーションの現場としてのASEAN



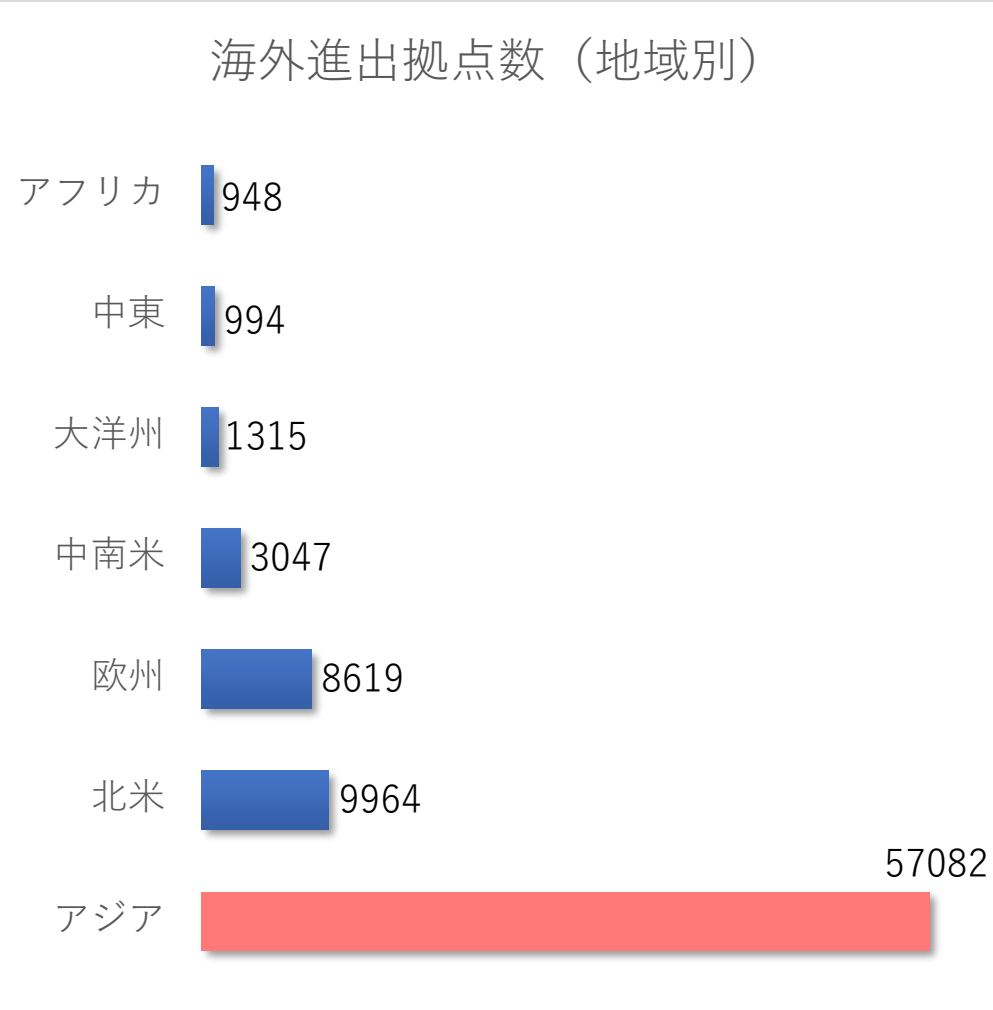


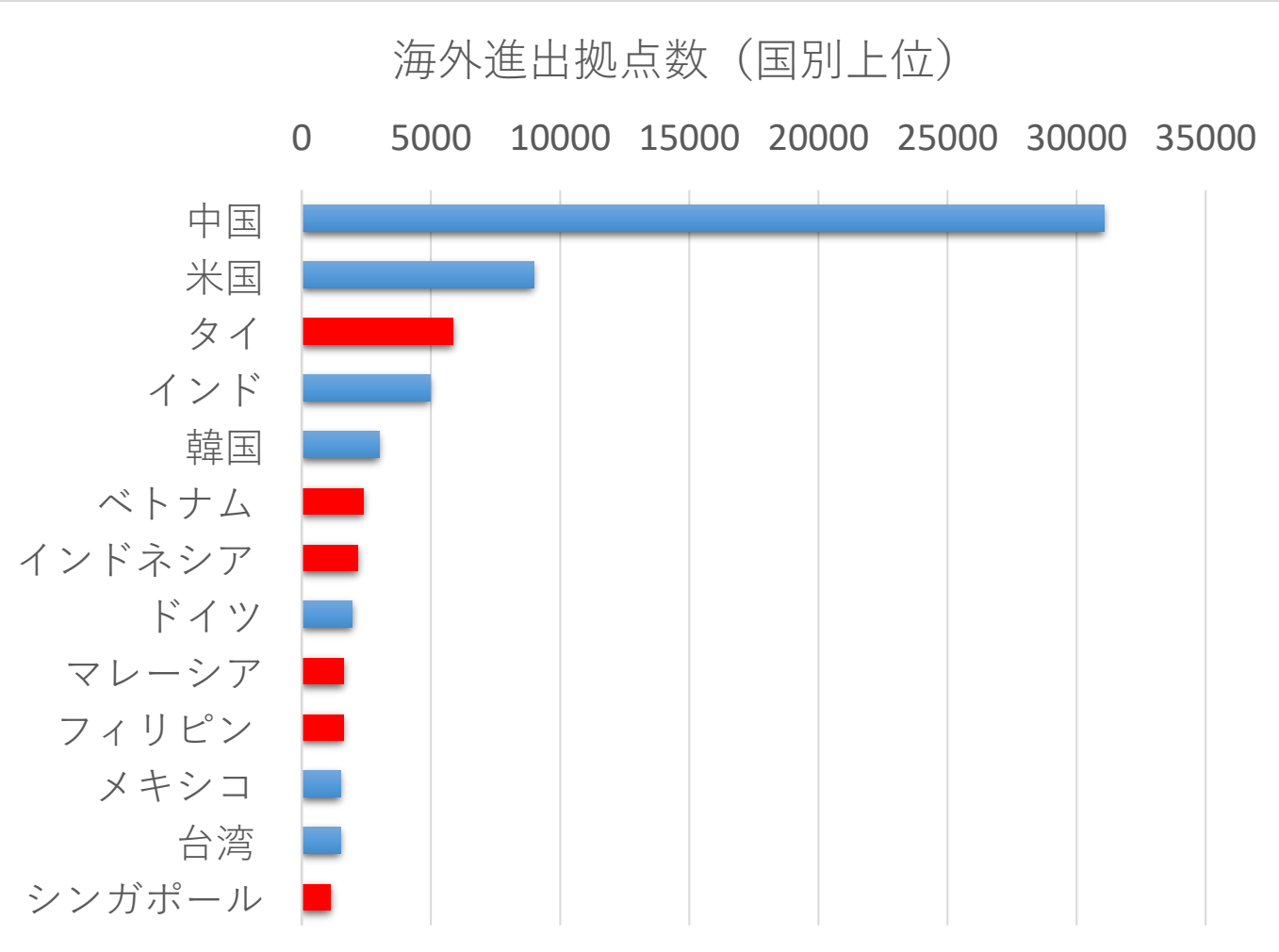
Global Innovation Indexとは、世界知的所有権機関（WIPO）が毎年発行しているイノベーションに関するランキング。

WIPO GIIレポートに基づき作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

日系企業の海外進出





外務省　海外進出日系企業拠点数調査（2023）に基づき作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

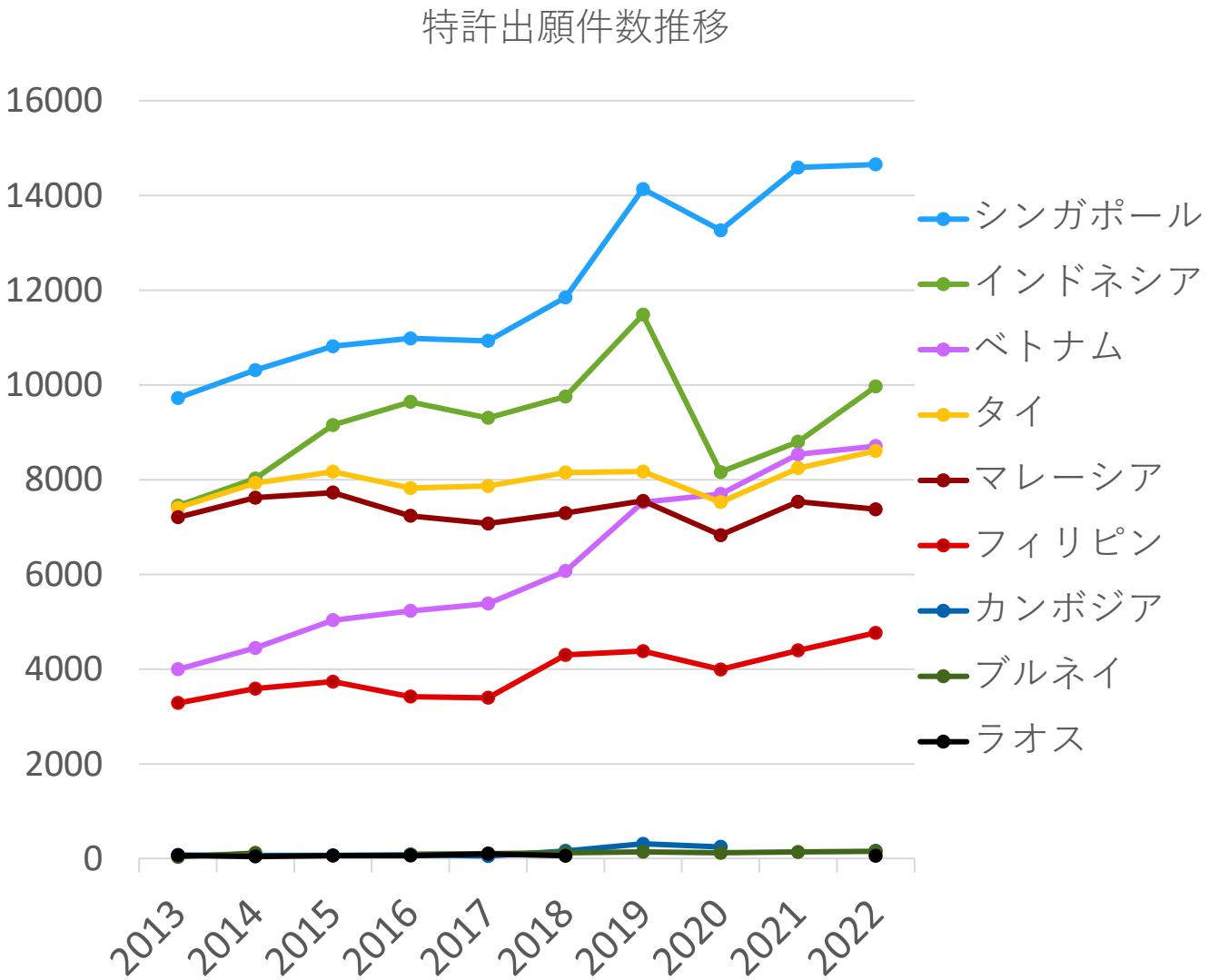
ASEAN各国の法整備・条約加盟状況

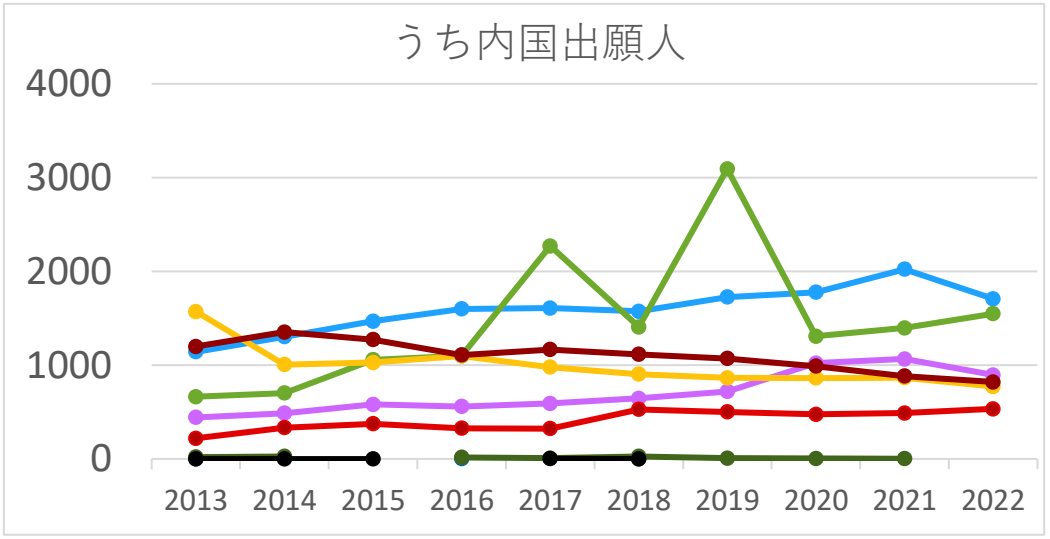
条約名	SGP	IDN	THA	VNM	MYS	PHL	KHM	BRN	LAO	MMR
ＷＩＰＯ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
パリ条約	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
ＴＲＩＰＳ	○	○	○	○	○	○	△	○	△	△
ＰＣＴ（特許国際出願）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
ハーグ（意匠国際出願）	○	×	×	○	×	×	○	○	×	×
マドプロ（商標国際出願）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
ＰＬＴ（特許法条約）	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
ブダペスト条約（微生物寄託）	○	〇	×	○	〇	○	×	○	×	×
ＴＬＴ、ＳＴＬＴ（商標法条約）	○S	○T	×	×	×	×	×	×	×	×
ベルヌ条約（著作権）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
ＷＣＴ（WIPO著作権）	○	○	〇	○	○	○	×	〇	×	×
ＷＰＰＴ（WIPO著作隣接権）	○	○	×	〇	○	○	×	〇	×	×
ＵＰＯＶ1991（植物新品種保護）	○	×	×	○	×	×	×	×	×	×

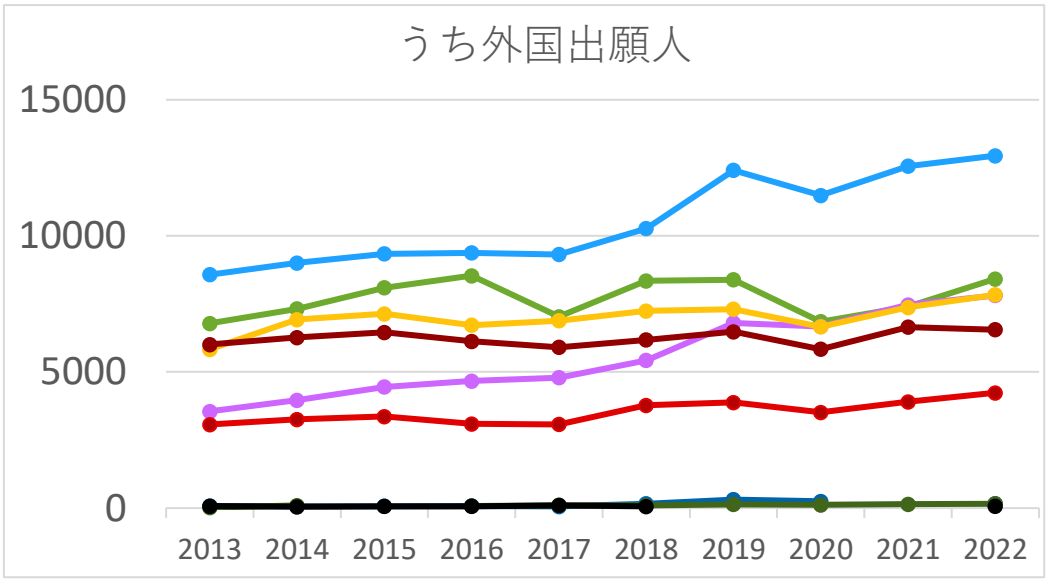
SGP=シンガポール　IDN=インドネシア　MYS=マレーシア　PHL=フィリピン　BRN=ブルネイ　THA=タイ
VNM=ベトナム　LAO=ラオス　KHM=カンボジア　MMR=ミャンマー

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

各国の特許出願件数



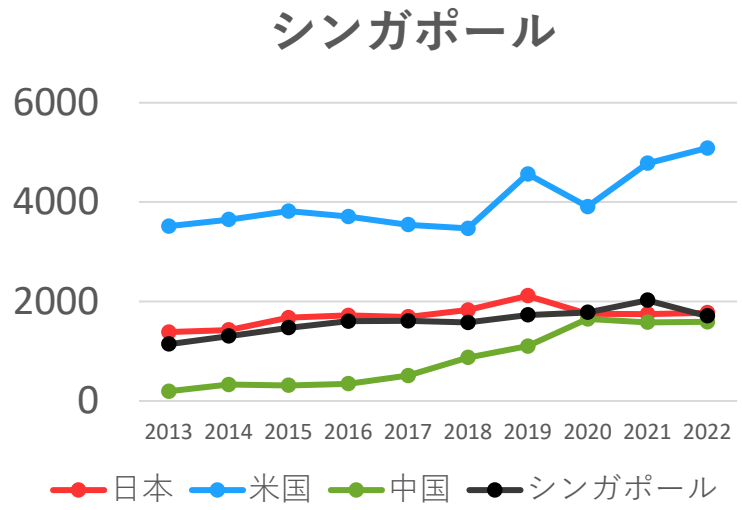


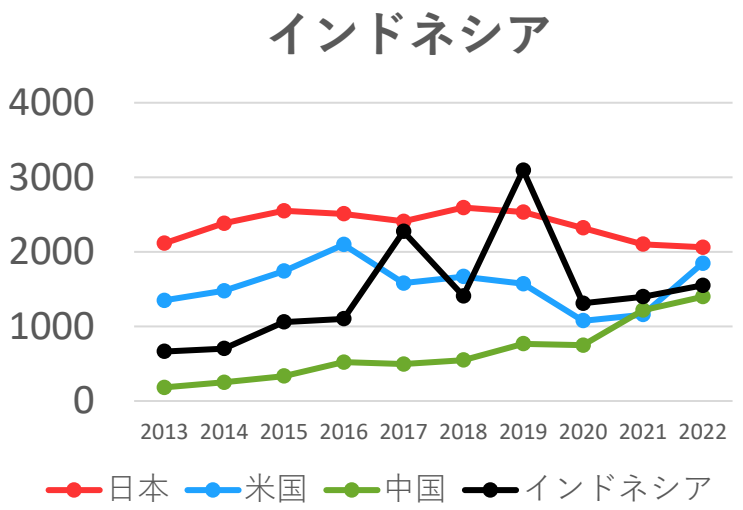


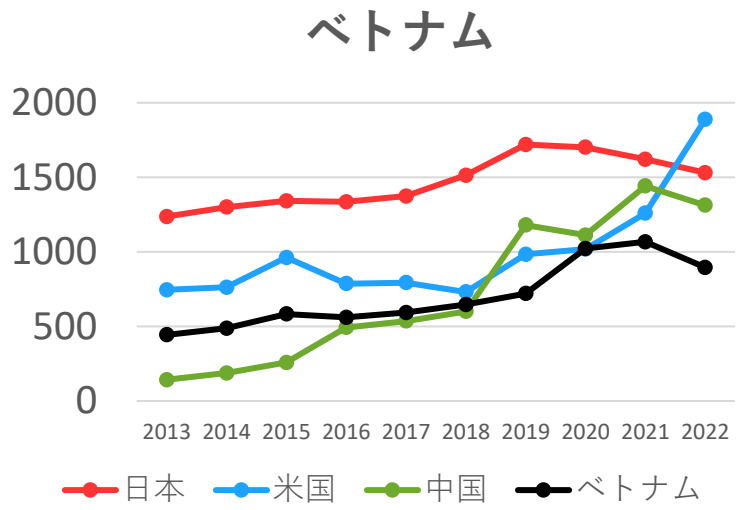
WIPO IP Statistics Data Center のデータを基に作成

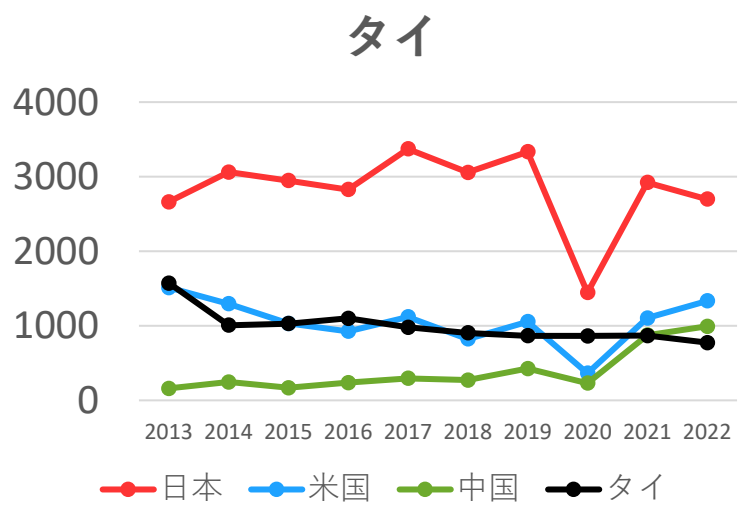
Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

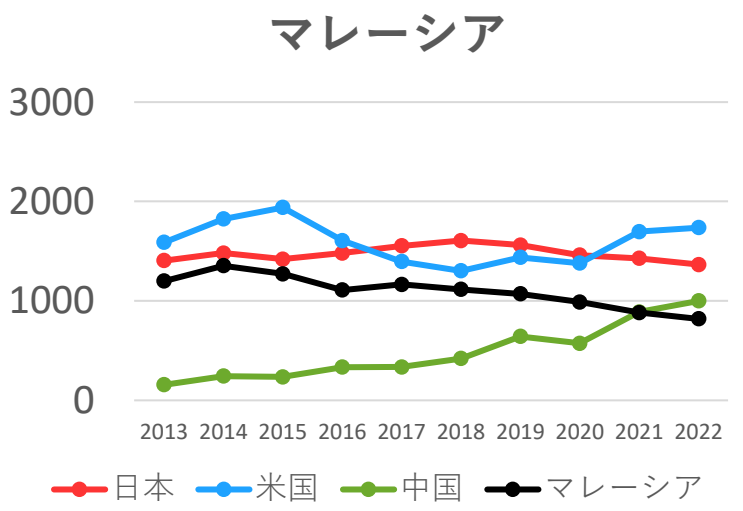
ASEAN主要国への各国特許出願件数（日米中+内国）

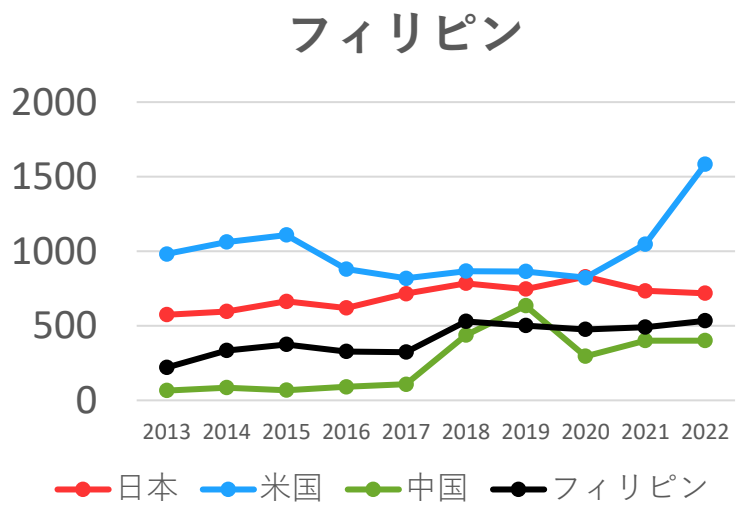








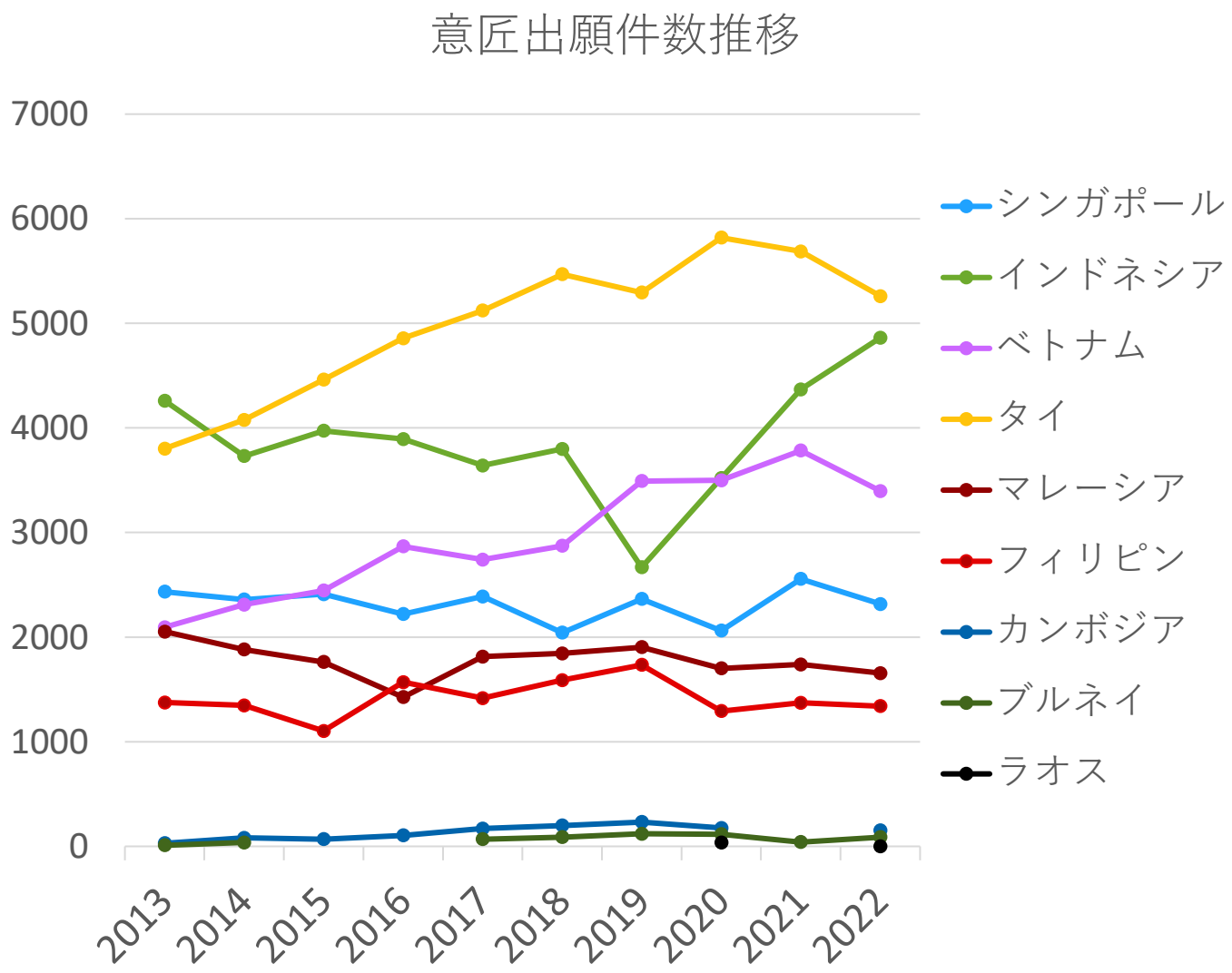


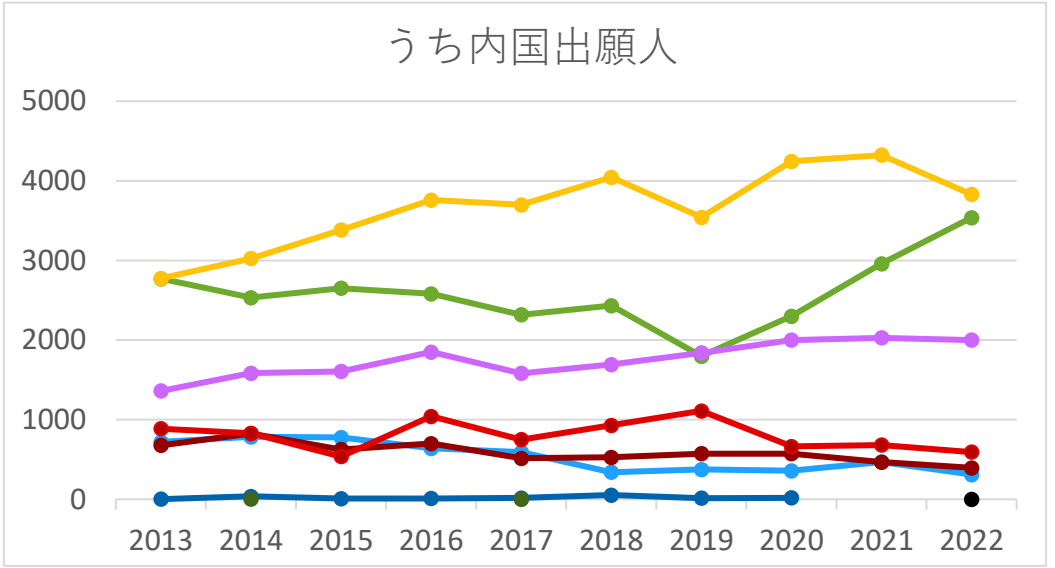


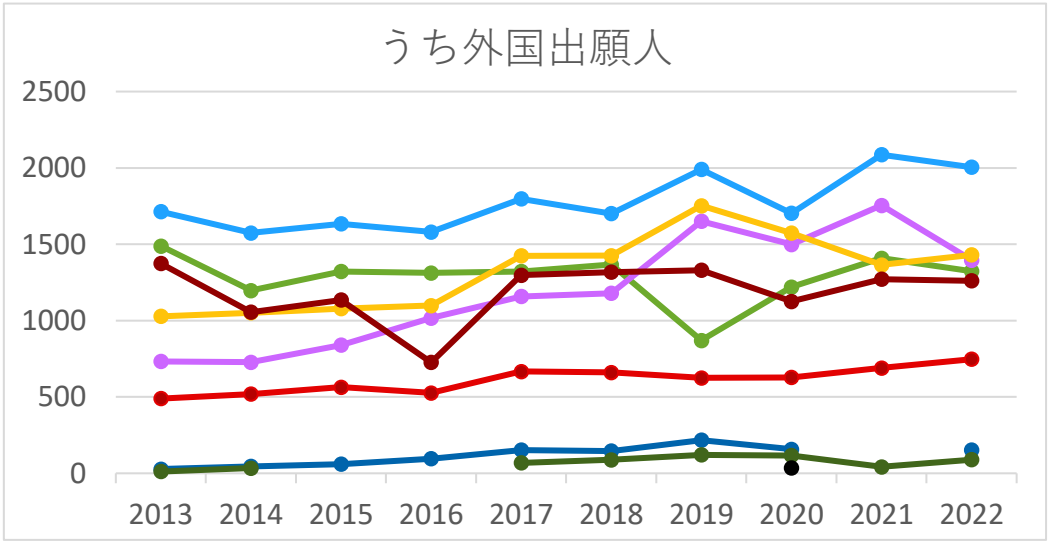
WIPO IP Statistics Data Center のデータを基に作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

各国の意匠出願件数



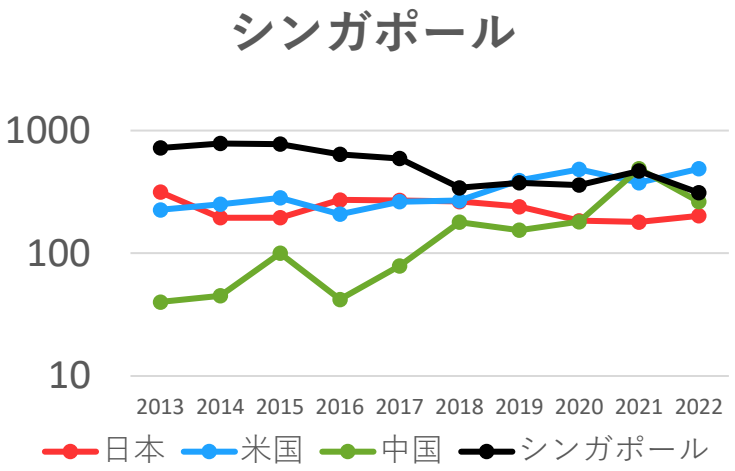


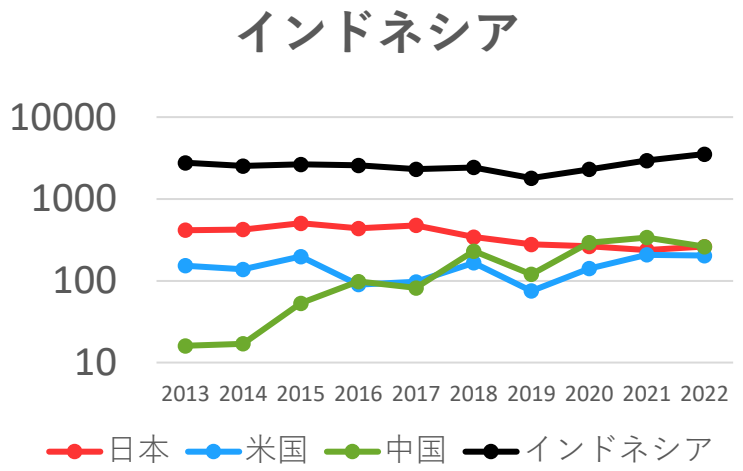


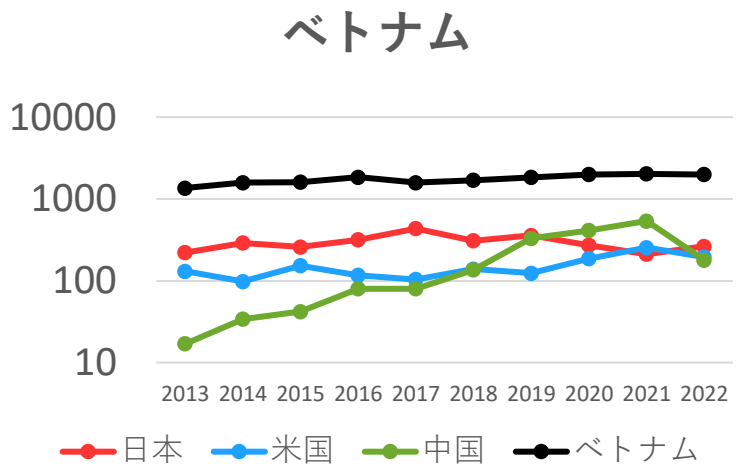
WIPO IP Statistics Data Center のデータを基に作成

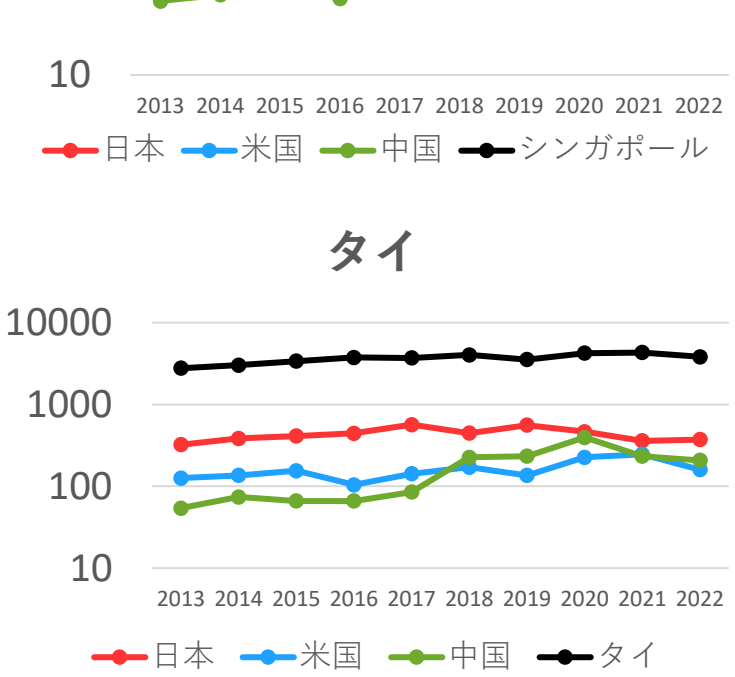
Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

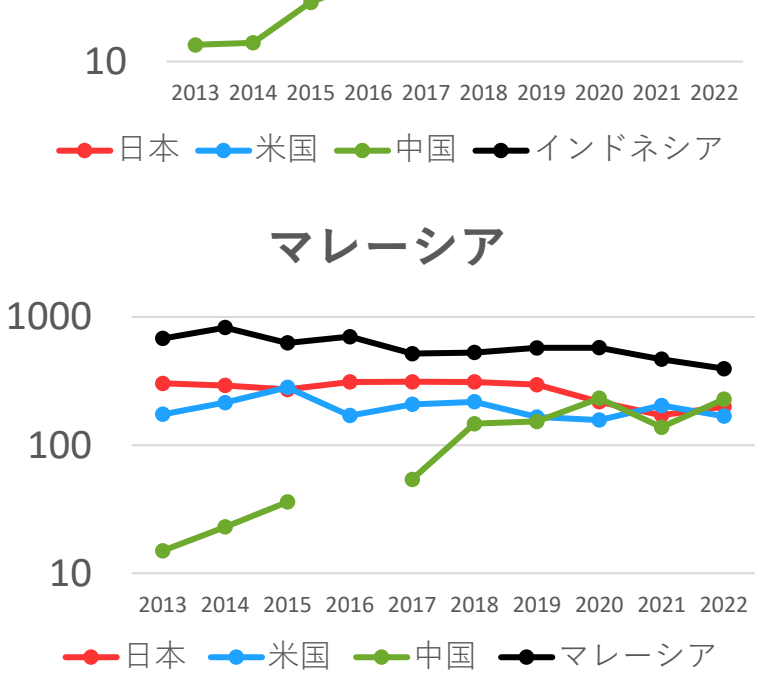
ASEAN主要国への各国意匠出願件数（日米中+内国）

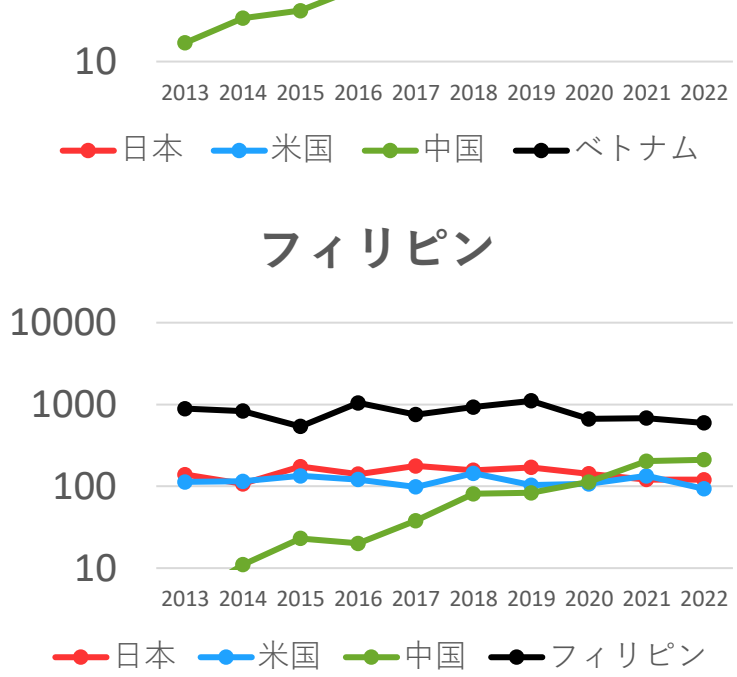










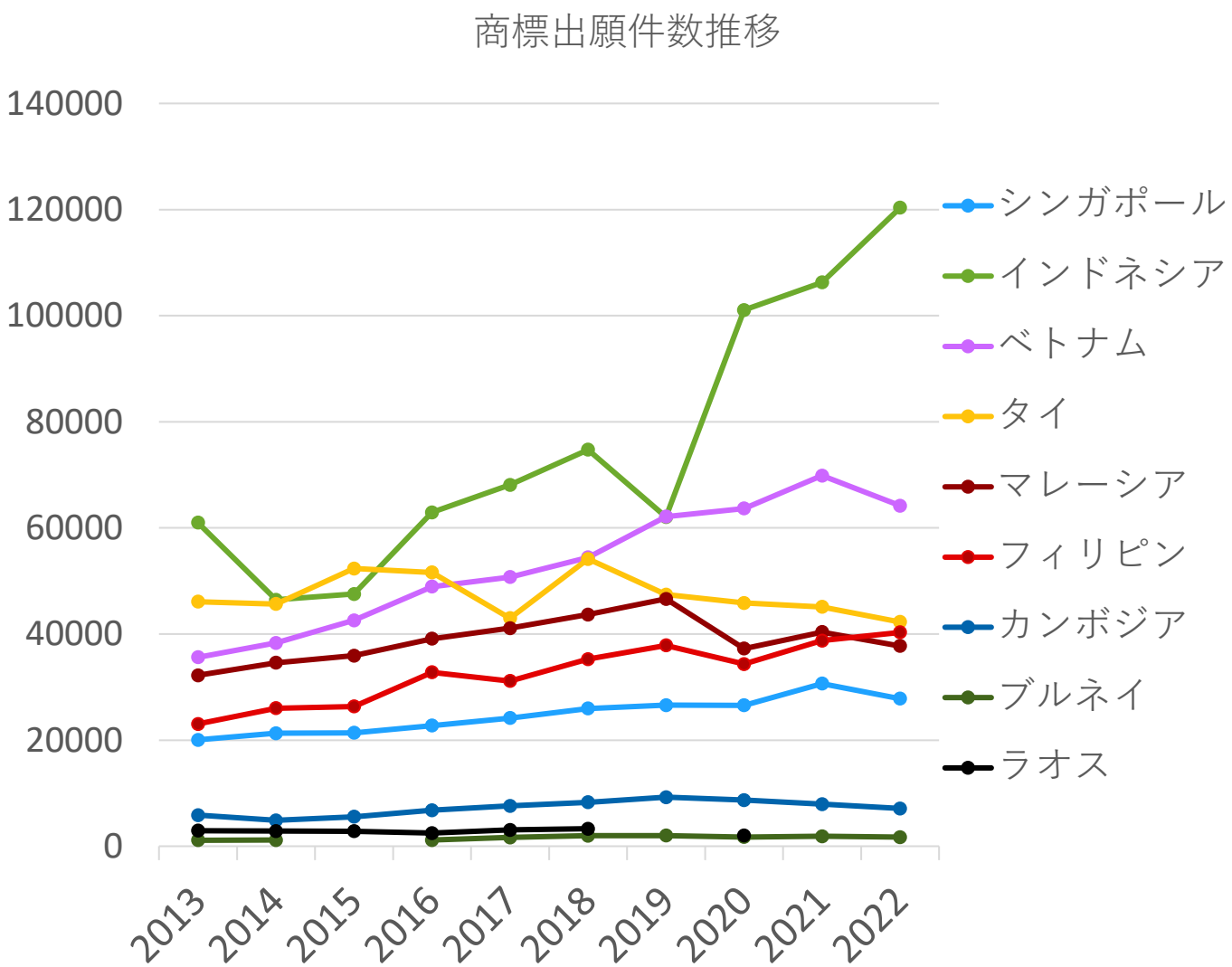


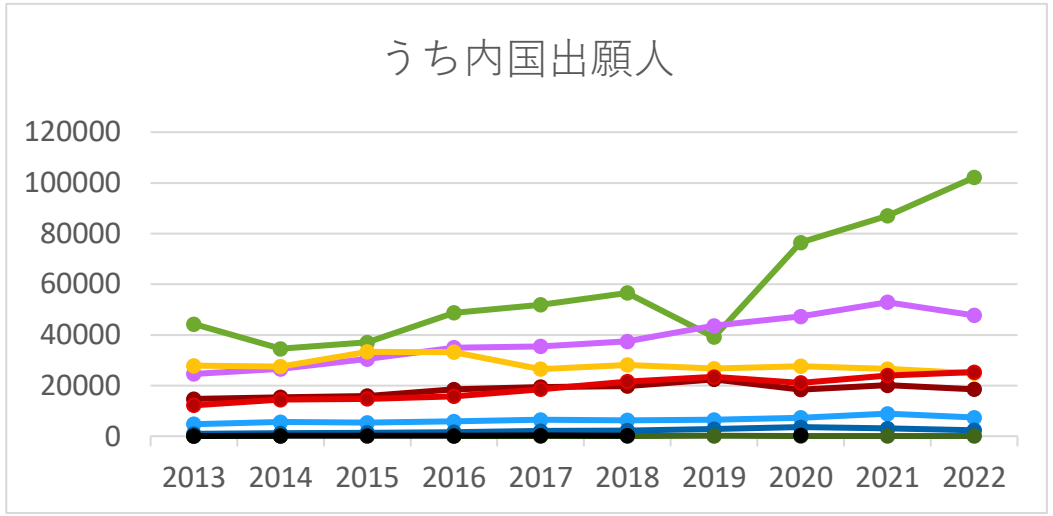
各系列間の比較しやすさを考慮し、各グラフの縦軸には対数目盛を利用

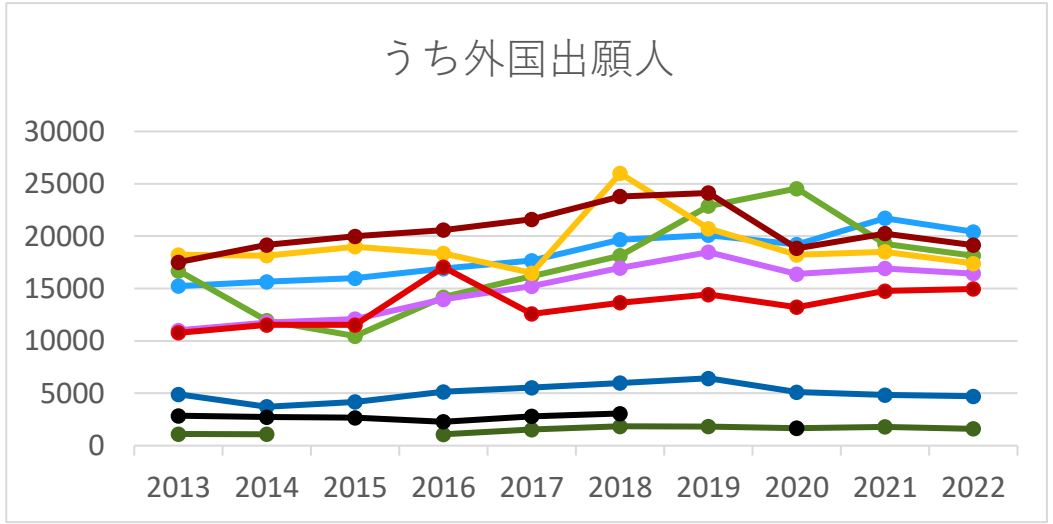
WIPO IP Statistics Data Center のデータを基に作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

各国の商標出願件数



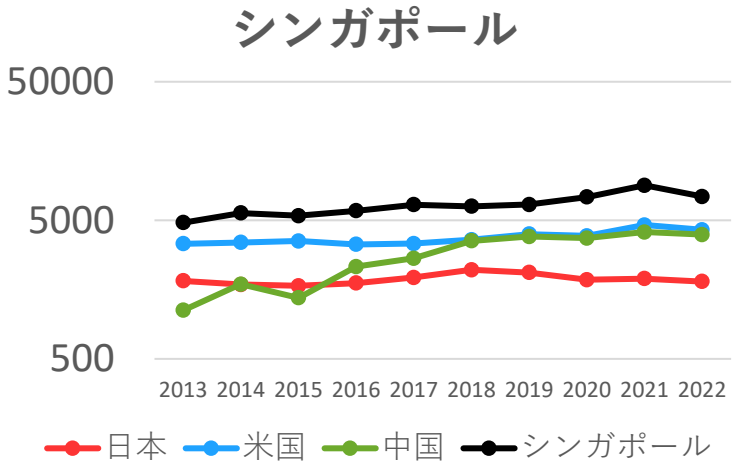


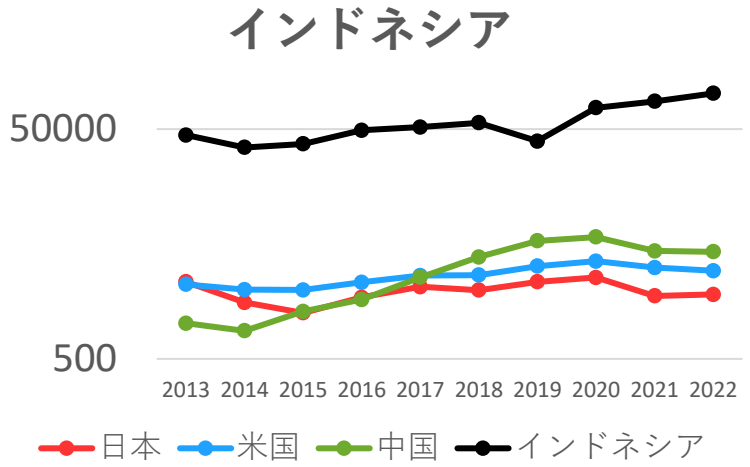


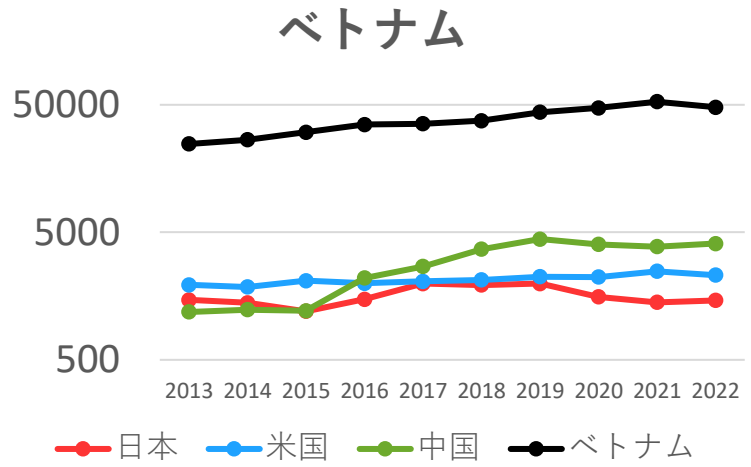
WIPO IP Statistics Data Center のデータを基に作成

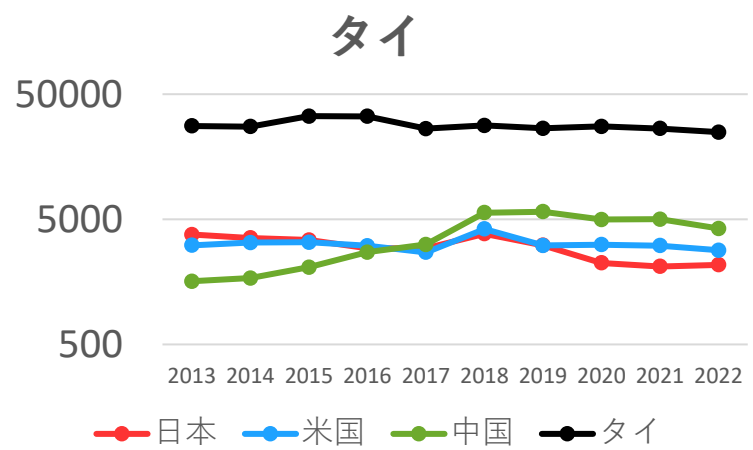
Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

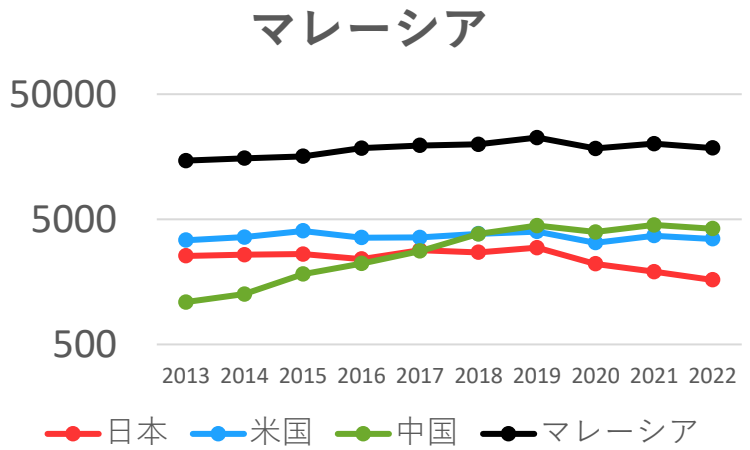
ASEAN主要国への各国商標出願件数（日米中+内国）

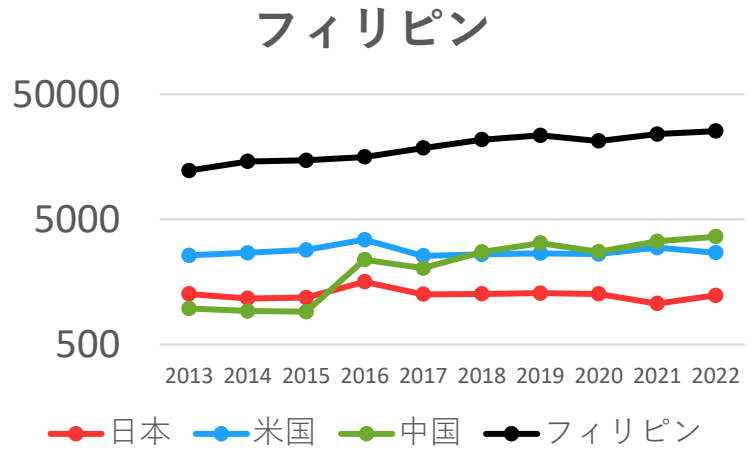












各系列間の比較しやすさを考慮し、各グラフの縦軸には対数目盛を利用

WIPO IP Statistics Data Center のデータを基に作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ASEANにおける知財のポイント

- 長い権利化期間、不十分な審査品質
 新型コロナやシステム障害等による遅延、審査官増員の困難さ
 他庁審査結果を参照できない時の品質低下

- 急増するオンライン模倣品対策への対応
 実店舗が無い場合の摘発の困難さ

- 少ない知財裁判件数、民事訴訟の困難さ
 裁判・審判の蓄積、経験の少なさ

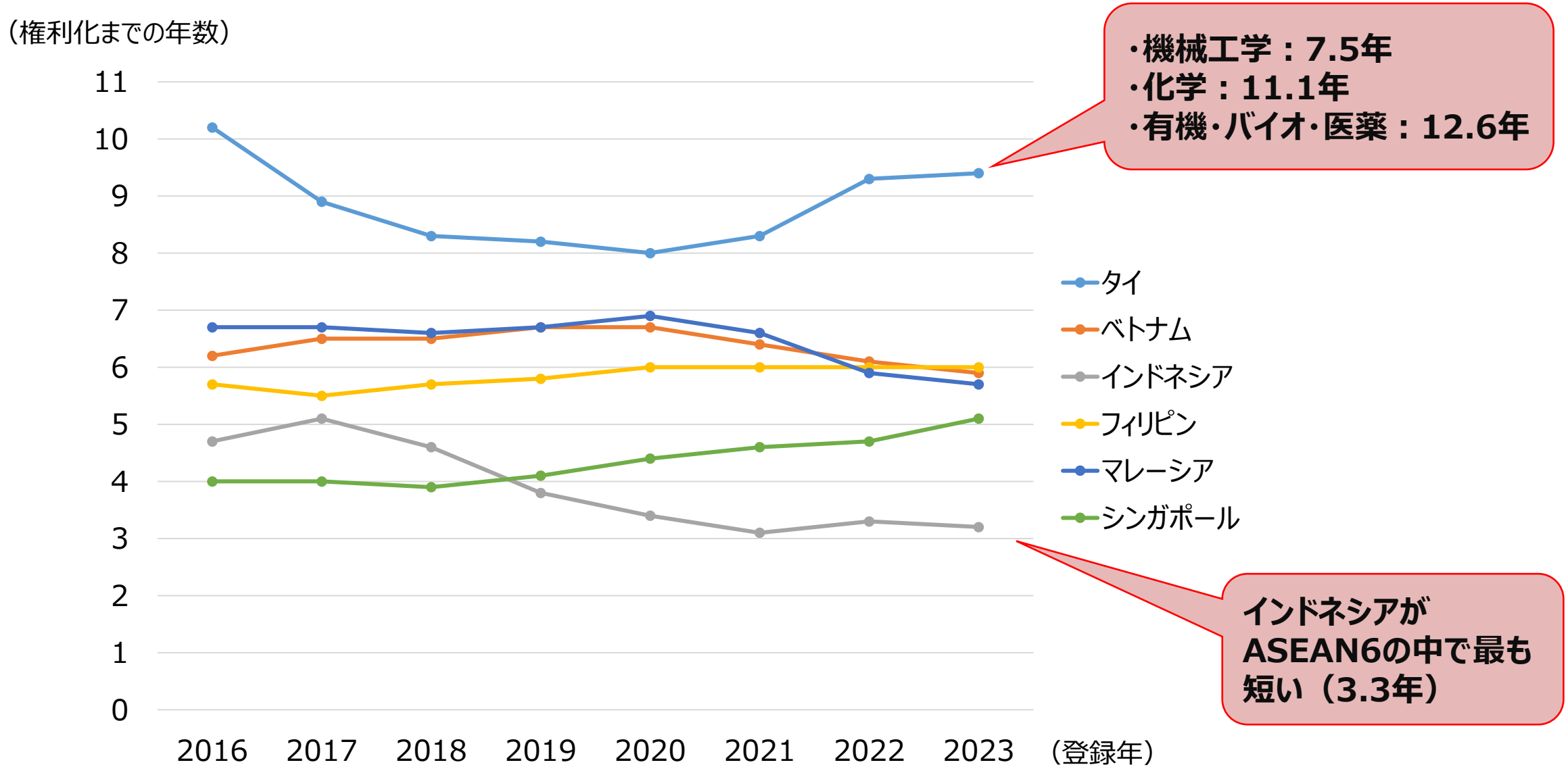
- 限られた公開情報、困難な情報収集
 DB整備の不十分
 （現地語のみのテキストサーチ、明細書、審査結果・審決の公開無し）

- RCEP発効等により進展する、各国の法整備・条約加盟
 タイ国会審議の遅延、ベトナム法改正後の運用



Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ASEAN6における権利化期間（特許）



出典：ASEANにおける産業財産権の検索データベースの調査2023（2024年3月）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ASEAN特許審査協力（ASPEC）

ASEAN加盟9カ国が参加する地域特許ワークシェアリングプログラム

- 第2特許庁に対して、ASPEC申請書とともに、以下の２つの書類を提出。
 ① 第1特許庁に対する出願についての見解書または審査レポートのコピー。見解書が複数ある場合、複数添付することもできる。
 ② 上記①で言及されている特許請求の範囲のコピーであって、第1特許庁によって特許許可の判断がなされた少なくとも1つの請求項を含む特許請求の範囲のコピー。
- ASPEC Acceleration for Industry 4.0 Infrastructure and Manufacturing initiative (ASPEC-AIM) 2025年8月26日まで

 フィンテック、サイバーセキュリティ、ロボティクスなどの4次産業分野における特許出願に対してASPEC申請が行われた場合、当該特許出願が優先的に審査されて短期間でファーストオフィスアクションを受けることができる。担当技術分野のIPCで規定、年間上限50件。
- Patent Cooperation Treaty ASPEC (PCT-ASPEC)　2025年8月26日まで

 ASEANの国際調査機関（ISA）で発行された見解書や、国際予備審査機関（IPEA）で発行された国際予備審査報告をASPEC申請書に添付可能。年間上限100件。

出典：https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/24171/

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ASPECの利用統計

2023年7月現在		第２庁								
		ブルネイ	カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
第１庁	ブルネイ									
	カンボジア									
	インドネシア					11	2		16	12
	ラオス									
	マレーシア			8			2		37	14
	フィリピン			4		8			17	9
	シンガポール	1		84		450	168		243	319
	タイ					1				
	ベトナム								7	

- ASPEC申請から最初のオフィスアクションまでの平均期間：9.31月
- オフィスアクションがなされたASPEC申請：1132件
- 最終処分における特許率：98.32%

出典：https://www.aseanip.org/statistics/asean-patent-examination-cooperation-(aspec)-statistics

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ASEAN6における民事訴訟の実態

- 判決に時間がかかり、コスト（弁護士費用）が高く、損害賠償額が低い。
- 裁判官の能力不足もあり、予見性が低い（知財裁判所が存在しない国）。
- 裁判の透明性が低い（裁判官の不正等）。

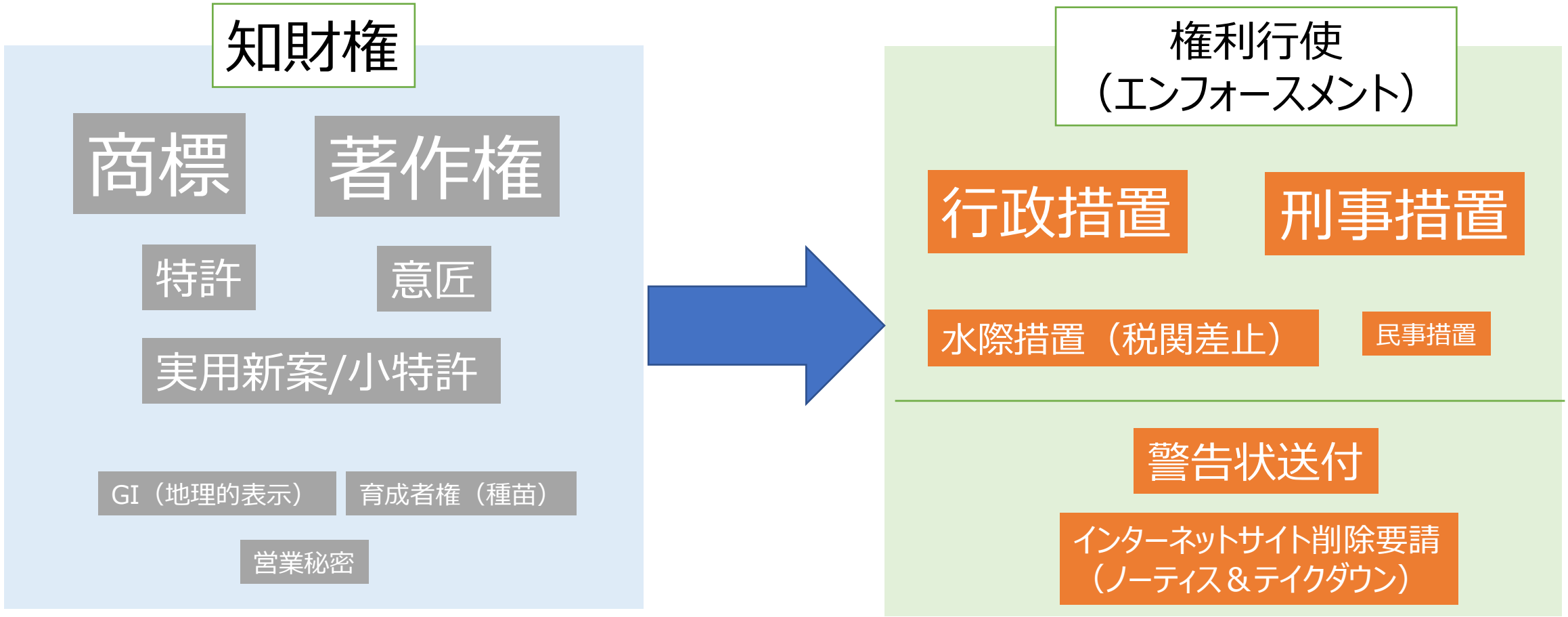
	第一審訴訟期間	コスト
タイ	1.5～2年	数百万～数千万円
ベトナム	1～2年	数百万円
インドネシア	3か月～9か月	数百万円
フィリピン	1.5～7.5年	数十万～数百万円
マレーシア	9か月～2年	数百万円～数千万円
シンガポール	16か月～5年	数千万～一億円

出典：ジェトロ タイにおける知的財産の権利執行状況に関する調査（2017年9月）
ベトナムにおける知的財産の権利執行状況に関する調査（2017年9月）
インドネシアにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査（2017年4月）
フィリピンにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査（2017年4月）
マレーシアにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査（2018年3月）
シンガポールにおける知的財産権の権利執行状況に関する調査（2018年3月）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ASEANにおける模倣品対策

- ASEANでは、模倣品対策（商標権・著作権に基づく行政措置・刑事措置）がメイン。
- 知財権がない場合は行政・警察は動かないので、早期の権利化が重要。



Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ASEAN6における税関差止対象

赤字：事前登録制度の対象

	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム
差止対象	▪ 商標権 ▪ 著作権 ▪ 特許 ▪ 小特許 ▪ 意匠権 ▪ 回路配置利用権 ▪ 育成者権 ▪ 地理的表示	▪ 商標権 ▪ 著作権	▪ 商標権 ▪ 著作権 ▪ 地理的表示 ▪ 特許発明 ▪ 実用新案 ▪ 意匠 ▪ 回路配置 ▪ 開示されていない情報の保護	▪ 商標権 ▪ 著作権 ▪ 意匠権 ▪ 地理的表示（意匠権と地理的表示は2022年から）	▪ 商標権 ▪ 著作権	▪ 特許権 ▪ 実用新案権 ▪ 意匠権 ▪ 商標権 ▪ 著作権等 すべての知的財産権
差止対象種類	輸入品 輸出品	輸入品	輸入品	輸入品 輸出品 通過品(職権)	輸入品 輸出品 通過品	輸入品 輸出品？
税関職員の職権による差止	可能	登録商標の模倣については可能	可能	可能	可能	可能
事前登録制度の有無	有	無	有	無	有	有

出典：ジェトロ　ASEAN主要国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）の税関における知財関連法規・運用実態に関する調査　2018年4月
シンガポールについて：https://www.customs.gov.sg/businesses/border-enforcement-of-intellectual-property-rights/quick-guide-for-copyright-and-trade-mark-owners-and-licensees/

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ASEANにおける権利化とエンフォースメント

- **<u>ASEANで知財権を取得するメリット</u>**

➢ エンフォースメント（各国政府へのエンフォースメント改善を含む）
➢ 技術ライセンス、現地子会社に対する技術供与
➢ ブランドイメージ、市場でのポジショニング、取引先との信頼性
➢ 投資の誘致
➢ 移転価格税制、税制優遇制度の根拠

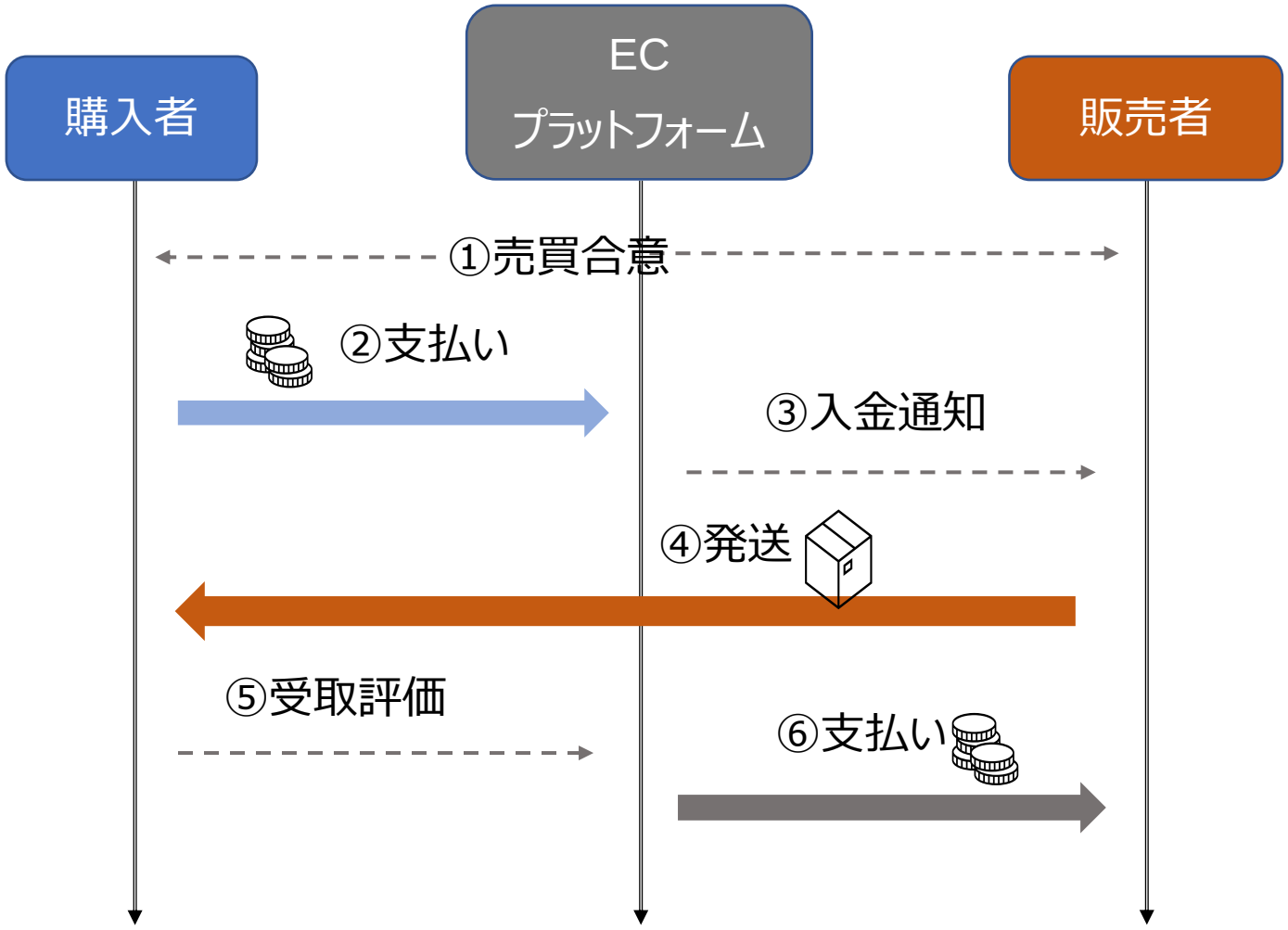
エンフォースメントに課題が多いと、費用対効果の観点から権利化するメリットが薄いと判断することもあり得る。

近年、タイ・ベトナムはエンフォースメントが機能しており、以下を組合わせた継続的な対策により、コストを抑えた模倣品対策が可能。

① 税関登録（に限らず）＋税関への真贋判定セミナー等の情報提供
② ECサイトでのノーティス&テークダウン
③ 取締機関（タイ：経済警察（ECD）、特別捜査局（DSI）。ベトナム：科学技術省監査局、市場管理局等。）への情報共有→見せしめ的な摘発

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

オンライン決済手段を通じた模倣品対策

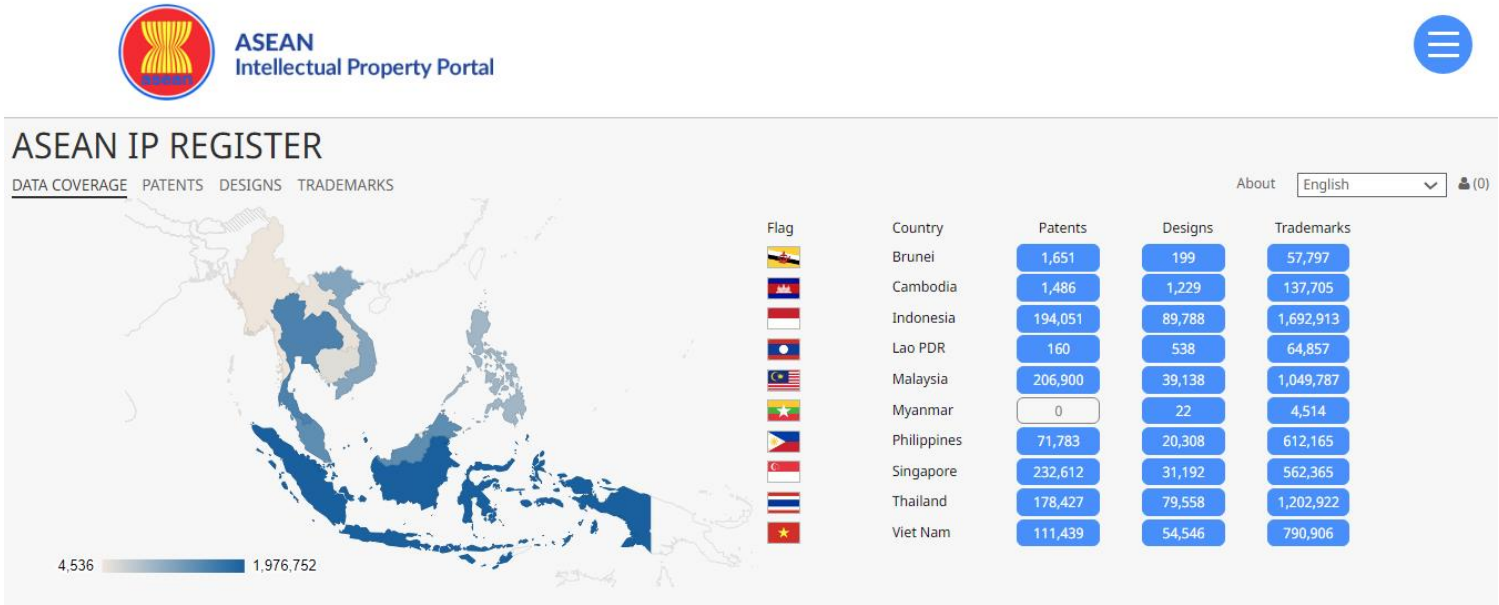


- 購入者に商品が届くまでEC事業者が代金を一時受け取り（①②③）
- 購入者が商品を受け取ってから（④⑤）EC事業者が販売者に入金（⑥）
- 発送された商品が偽造品の場合、出品者に対する支払いはなされない。
- 偽造品や届いた商品に不備や破損があった場合、商品代金について補償対応を実施。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ASEAN IP Register

- ASEAN知財庁9庁の特許・意匠・商標情報を蓄積したWIPO提供のデータベース
- WIPOジャパンファンドによる支援
- 収録範囲は、Patentscope、Global Design/Brand Databaseとほぼ同等か、それより広い
- 将来的には、以下検討
 1) Data Hubとして、知財庁や民間に公開
 2) 出願人・企業のポートフォリオサーチ
 3) 機械学習を用いた名寄せ、AIサービス提供（分類付与、イメージサーチ、機械翻訳等）



Flag	Country	Patents	Designs	Trademarks
	Brunei	1,651	199	57,797
	Cambodia	1,486	1,229	137,705
	Indonesia	194,051	89,788	1,692,913
	Lao PDR	160	538	64,857
	Malaysia	206,900	39,138	1,049,787
	Myanmar	0	22	4,514
	Philippines	71,783	20,308	612,165
	Singapore	232,612	31,192	562,365
	Thailand	178,427	79,558	1,202,922
	Viet Nam	111,439	54,546	790,906

出典: ASEAN IP Register、WIPO-ASEAN IP Strategic Forumウェブサイト

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ASEANの知財概況

１．ASEANへ進出する各国

２．ASEAN各国の知財制度の現状と動き

（１）シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブルネイ

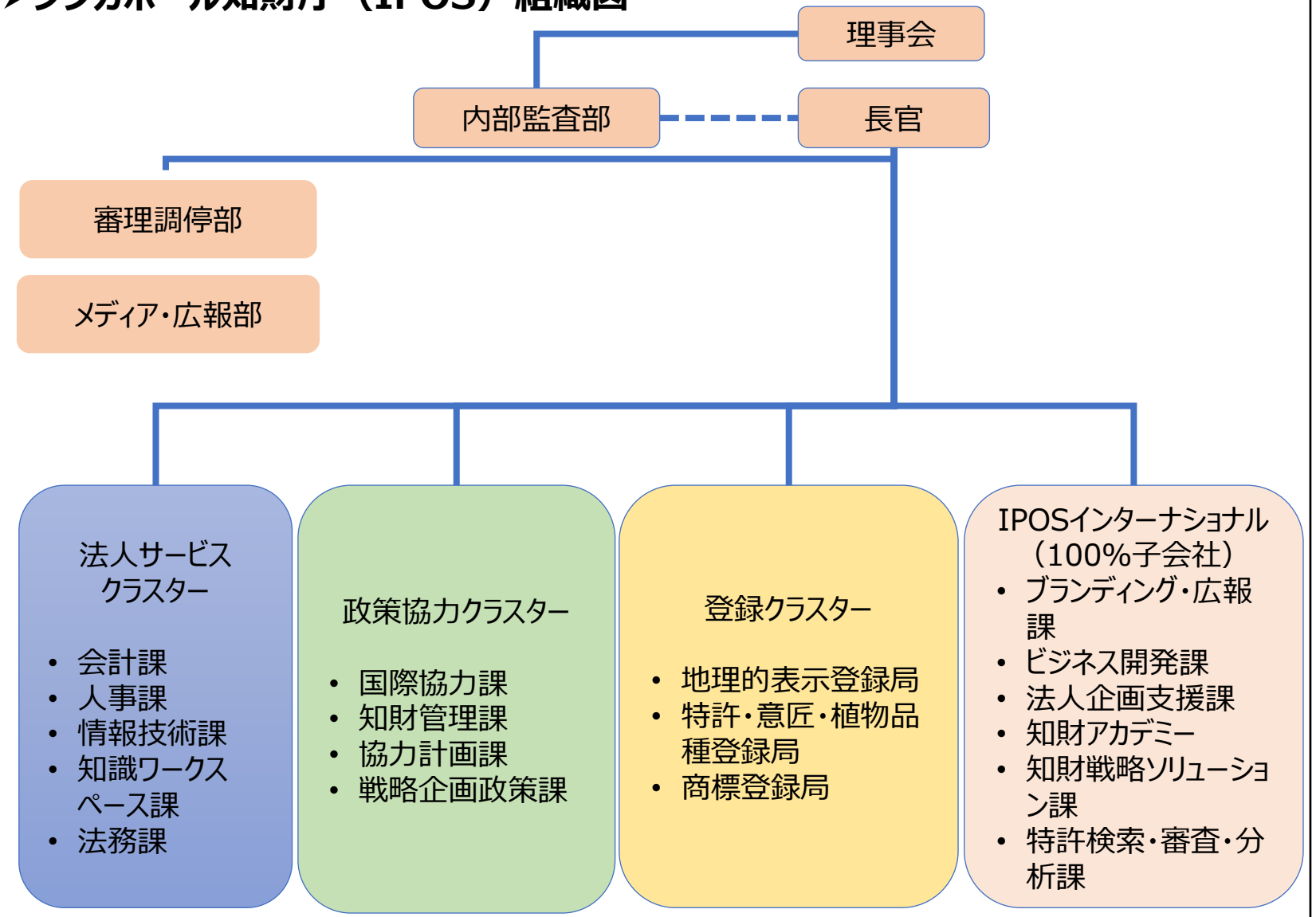
（２）メコン地域（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）

３．ジェトロシンガポール・バンコク知財部の活動

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

シンガポール

➢シンガポール知財庁（IPOS）組織図



➢シンガポール知財庁　レナ・リー長官



1992年 国防省法務官
2008年 司法長官室
2018年 在ハーグ公使参事官
海洋法問題担当大使兼外務大臣特使
2020年8月 IPOS長官に就任



法務省に所属
1999年、商標・特許登録局からシンガポール知財庁（IPOS）に
職員数：約350名
（うち、特許審査官約100名）

出典：https://www.ipos.gov.sg/who-we-are/organisational-chart

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

シンガポール　早期権利化制度

＜国内＞

•SG Patent Fast Track → SG IP Fast Track → SG IP Fast

特許全分野に加えて、関連する意匠・商標に拡大（2024年12月31日まで）
特許は、最短で6～9か月、商標出願は、最短3～6か月、意匠は、最短1か月で登録可能。月の上限は特許10件（1人／社あたり月の上限2件）、意匠・商標は制限なし。

＜国外＞

•カンボジア、ラオスとの特許協力

シンガポールで登録した特許をカンボジアとラオスで再登録

•カンボジアとの意匠協力

シンガポールで登録した意匠をカンボジアで再登録

•ベトナムとの特許サーチ・審査協力（2023年3月1日−2027年2月28日、無料）

→　両者のサーチ、審査結果が早期に得られる、第２国では優先的に着手される等

出典：https://www.ipos.gov.sg/about-ip/patents/how-to-register/acceleration-programmes
https://www.ipos.gov.sg/about-ip/designs/how-to-register/acceleration-programmes

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

シンガポール　他機関との連携

イノベーション

- シンガポール企業庁（ESG）：企業の能力等向上を含めた発展をサポート
- シンガポール科学技術研究庁（A*STAR）：シンガポール一の公的R&Dセクター
- IPIシンガポール（ESG傘下）：グローバルイノベーションエコシステムやアドバイザリーサービスを通じて企業のイノベーションプロセスをサポート

エンフォースメント

- シンガポール警察：犯罪捜査局の中に知的財産権部があり、知財権の侵害事件を担当
- シンガポール税関：財務省の傘下、知財権の水際取り締まり
- 情報通信メディア開発庁（IMDA）：情報通信、メディアの開発・規制、個人情報保護も担当

紛争解決

- WIPO仲裁調停センター（WIPO-AMC）：2010年にシンガポールにもオフィスを構える
- シンガポール国際仲裁センター（SIAC）
- シンガポール国際調停センター（SIMC）
- シンガポール調停センター（SMC）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

シンガポール　EC市場の取引安全性評価（TSR）

Platform	Rating
Amazon, Lazada, Qoo10	✓ ✓ ✓ ✓ *
Shopee	✓ ✓ ✓
Carousell	✓ ✓
Facebook Marketplace	✓

主な評価基準：
販売者の信頼性を確認するための措置。
販売者の不正行為を監視するための措置。
安全な支払いオプションの利用可能性。
取引記録とユーザーデータの保守。
報告と紛争解決のメカニズム。
オンライン取引詐欺の報告数。

Source: https://www.mha.gov.sg/e-commerce-marketplace-transaction-safety-ratings

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

シンガポール　模倣品対策の取組

- IIPPF主催Shopeeとの意見交換（2023年3月24日、ハイブリッド）

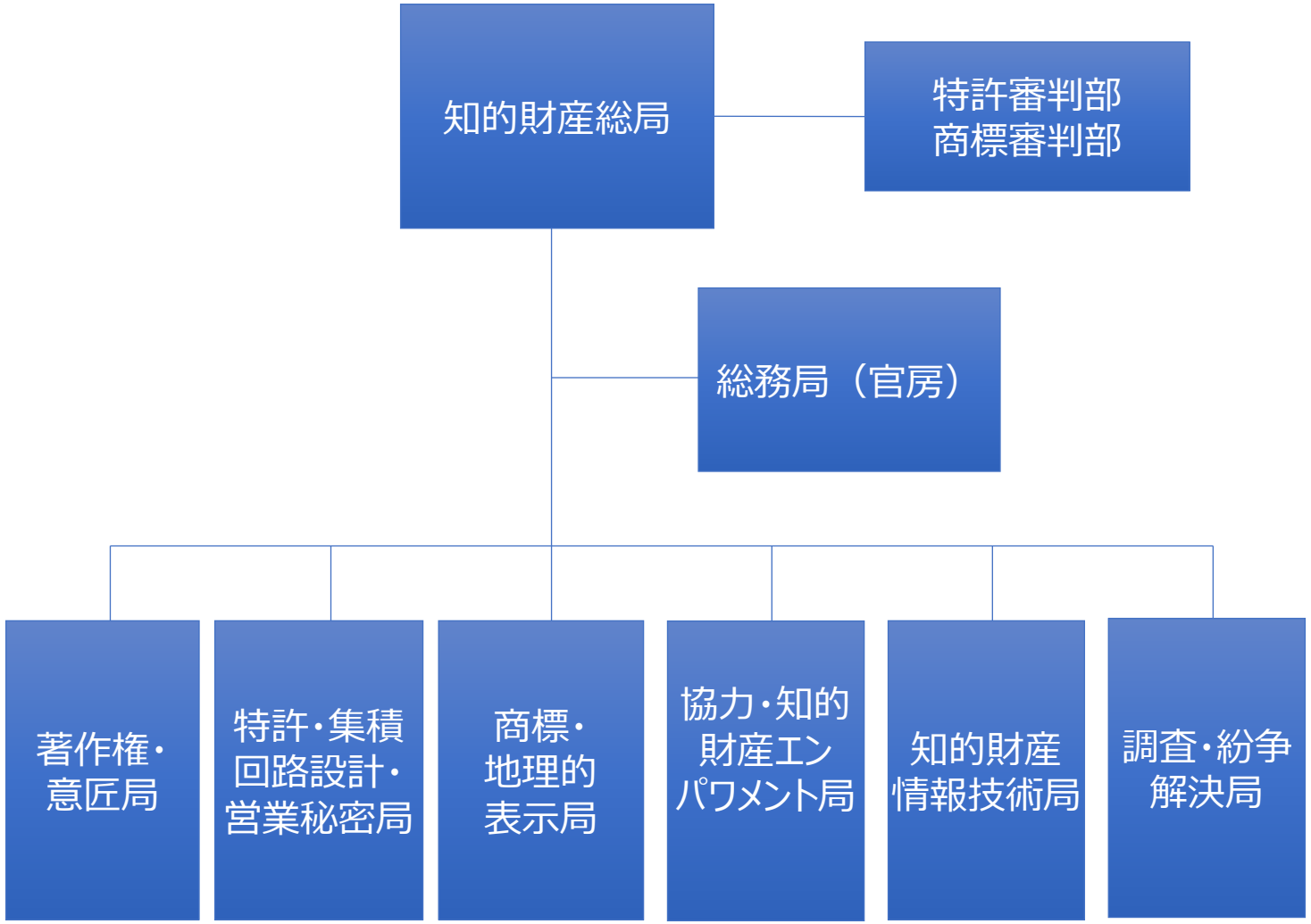
 IIPPF（国際知的財産保護フォーラム：事務局ジェトロ）アジア大洋州PJチームと、シンガポールShopee本社にて、初の意見交換。



Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

インドネシア

➢インドネシア知財総局（DGIP）組織図



➢インドネシア知財総局　ミン・ウシヘン総局長



法務人権省の専門スタッフ（社会分野）より、2023年4月、総局長に就任

DGIP
DIRECTORATE GENERAL OF INTELLECTUAL PROPERTY
MINISTRY OF LAW AND HUMAN RIGHTS REPUBLIC OF INDONESIA



法務人権省に所属
1988年、著作権・特許・商標総局として設立
1998年　知的財産総局に組織改編
2015年　知的財産総局に改称
職員数：約550名

出典：https://www.dgip.go.id/tentang-djki/struktur-organisasi/direktorat-jenderal-kekayaan-intelektual

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

インドネシア　知財の動き（特許実施義務）

- 2016年改正特許法（2016年8月26日）
 - 特許権者は、インドネシアにおいて製品を製造／製造方法を使用する義務を負う（20条）
 - 特許付与後不実施のまま36か月経過した場合に強制実施権の対象、また特許取消しの対象（20条、82条、132条）。
- 2020年11月2日施行の雇用創出オムニバス法において、実施の態様として「輸入」や「ライセンス付与」を追加。
- 憲法裁判所によるオムニバス法違憲判決（2021年11月25日）

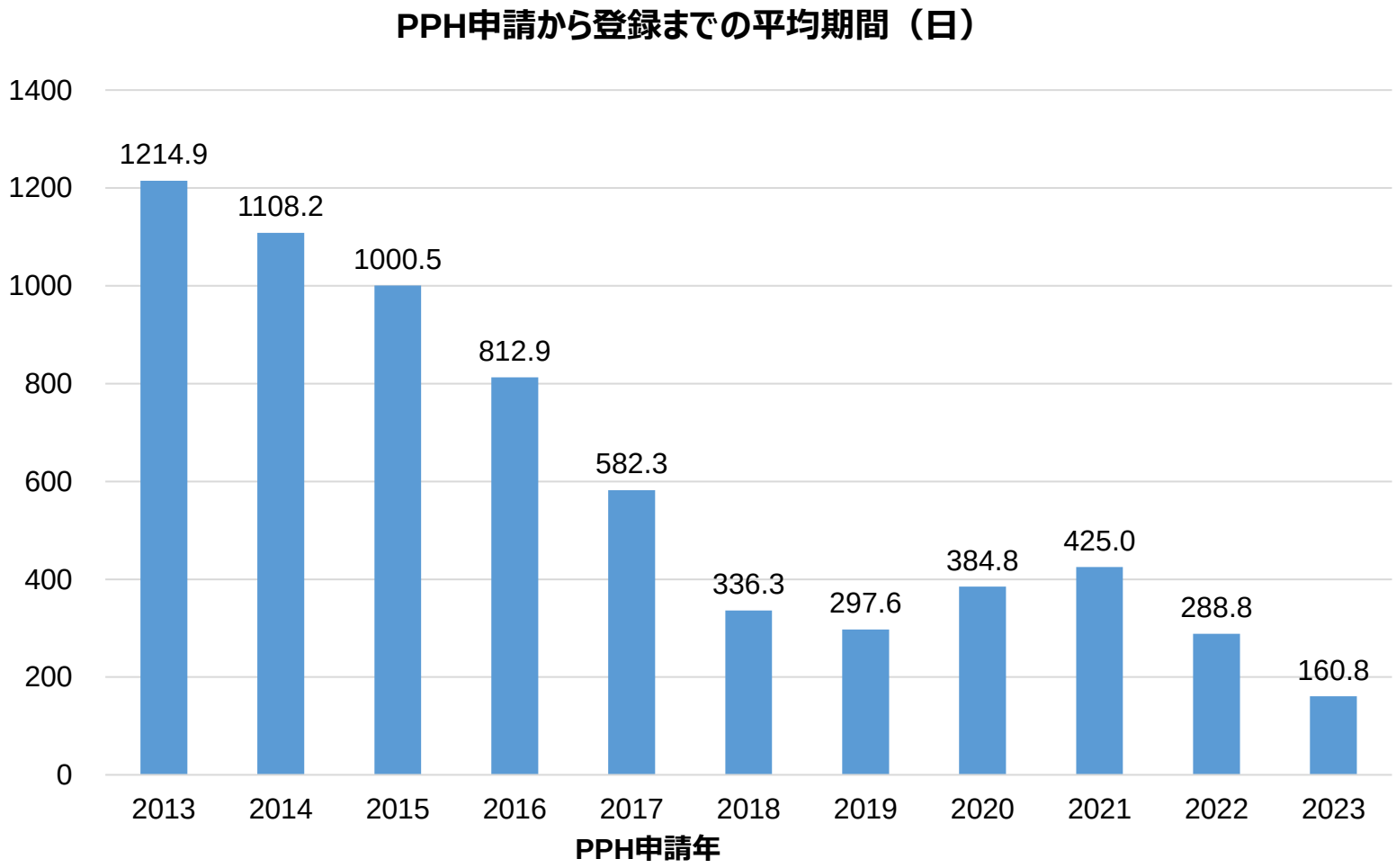
 → オムニバス法制定の手続面に問題との判断
 - 2 年以内に瑕疵が修正されるような改正がされないとオムニバス法は無効。
 - 2 年以内に改正がされるまでオムニバス法は引き続き有効。その間、オムニバス法に関する新たな実施細則の交付は禁止。
- 大統領がオムニバス法の代替政令に署名（2022年12月30日）

 → オムニバス法と内容に変更なし。代替政令は施行済み。

出典：https://www.mkri.id/index.php?page=web.Berita&id=17816&menu=2
https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=9765202a-3328-4f0e-93c3-faa3b9573cf3

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

インドネシア　知財の動き（日インドネシアPPH 2024.1 ）



DGIPのデータに基づいて作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

インドネシアにおける模倣品流通状況

- インドネシアの反模倣協会（MIAP）が 2017 年に行った調査によると、模倣品がインドネシア経済に及ぼす損失総額は 291 兆ルピア（194 億２千万米ドル）。
- インドネシアの模倣品の多くはジャカルタに集中しており、ジャカルタはインドネシアにおける模倣品の巨大取引市場となっている。販売市場の主なホットスポットは北ジャカルタのMangga Dua地区。衣類、バッグ、装身具、化粧品、スペアパーツ、電子機器等。日本製品も販売されている。
- インターネットの普及により、オンラインによる海賊版や模倣品の流通が盛ん。コロナ禍で多くの店舗が閉店し、オンライン店舗が増加している。

出典：インドネシアにおける模倣品流通動向調査
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/idn_mohou_202303_2.pdf

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

インドネシア　模倣品対策の取組

- IIPPF主催インドネシア反模倣協会（MIAP）との意見交換（2023年11月17日）

 MIAPは、ブランドオーナー９社をメンバーとするインドネシアの模倣品対策のための団体。ジェトロが事務局であるIIPPFアジア大洋州PJチームにとって、初の海外企業との意見交換。



Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

優先監視国への指定・脱却への取組

- 米国通商代表部（USTR）はスペシャル301条報告書において、インドネシアを長年にわたり知的財産権保護状況に懸念がある優先監視国（Priority Watch List）や監視国（Watch List）に指定。

- インドネシア政府は優先監視国からの脱却に向けた取組を本格化。
- 2021年にインドネシア政府オペレーションタスクフォースを設立。
 - ✓当初のメンバーはDGIP、国家警察、税関総局、通信情報省、医薬品食品監督庁。2022年より、外務省、商業省、保健省、教育文化省も加入。
 - ✓タスクフォースリーダーはDGIP捜査・紛争解決局長のMr. Anom Wibowo。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

USTR2023年スペシャル301条報告書の公開

2023年4月27日

Priority Watch List

- Argentina
- Chile
- China
- India
- Indonesia
- Russia
- Venezuela

Watch List

- Algeria
- Barbados
- Belarus
- Bolivia
- Brazil
- Bulgaria
- Canada
- Colombia
- Dominican Republic
- Ecuador
- Egypt
- Guatemala
- Mexico
- Pakistan
- Paraguay
- Peru
- Thailand
- Trinidad and Tobago
- Turkey
- Turkmenistan
- Uzbekistan
- Vietnam

・著作権法、税関登録制度、地理的表示、2016年特許法に関する懸念

・IPタスクフォースの活動のさらなる改善の必要性

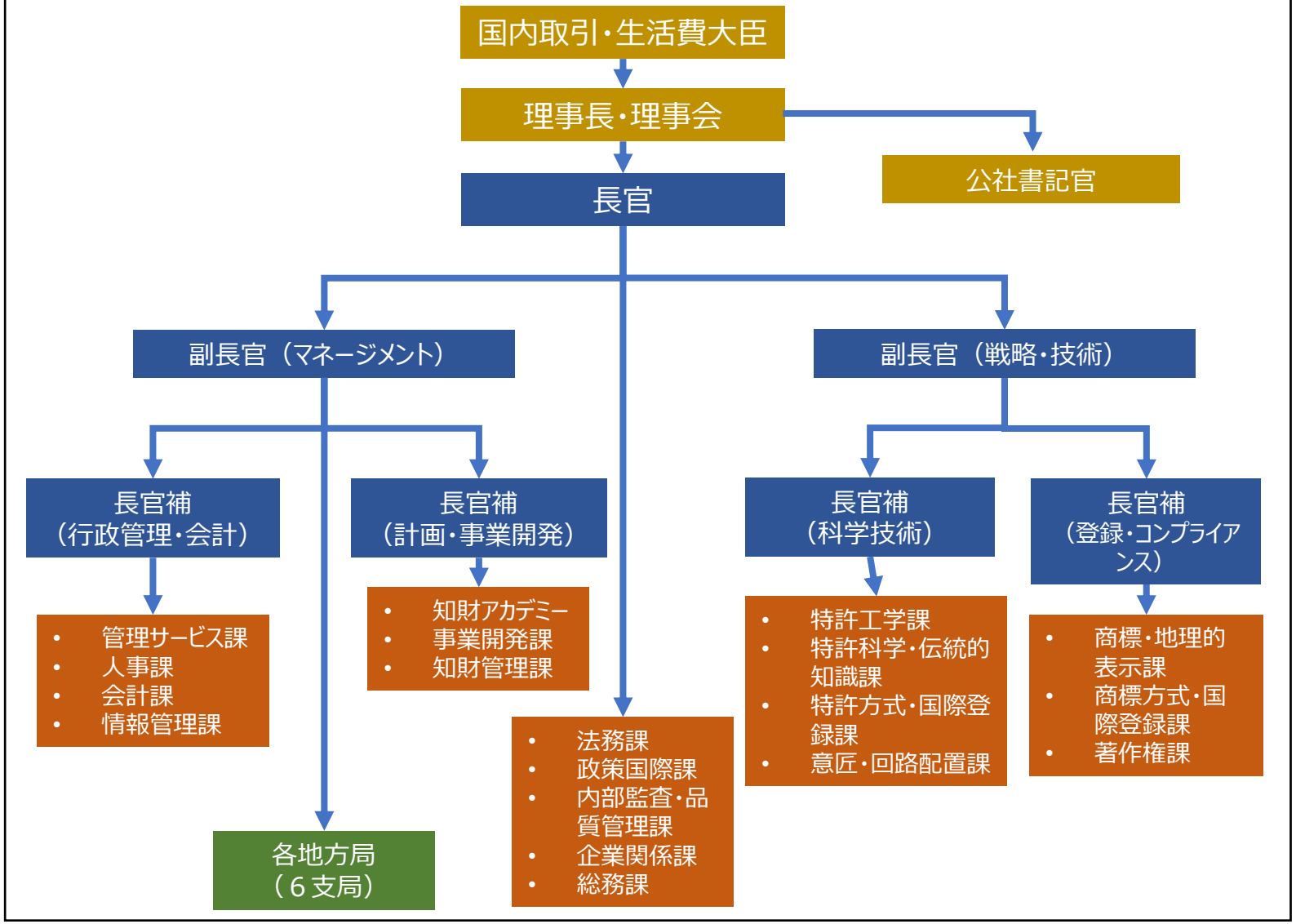
・2016年特許法改正を含むオムニバス法の違憲判決、その後の代替政令が国会を通過したものの、利害関係者への影響が見えない

出典：https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2023/april/ustr-releases-2023-special-301-report-intellectual-property-protection-and-enforcement

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

マレーシア

➢マレーシア知財公社組織図



➢マレーシア知財公社　カマル長官



特許科学・伝統的知識課長、長官補（科学技術）、副長官（戦略・技術）を経て、2023年7より、現職

➢マレーシア知財公社

国内取引・生活費省に所属

2003年「国内取引・消費者行政省知的財産部」が公社化



職員数：約400名強
うち、特許審査官約100名強（20名程は方式審査官）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

マレーシア　知財の動き

○RCEPへの批准に向けた法改正
（特許法、地理的表示法、著作権法）

- 2022年3月18日施行
- 特許法の主な改正内容
- ブタペスト条約への加入（2022年6月末に施行）
- 特許付与後の異議制度（未施行）

○意匠法は現在、草案作成中

- 草案作成のためのパブコメ募集あり（2022.4）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

マレーシア　知財の動き（特許審査ガイドライン）

2023年、マレーシアの特許審査ガイドラインが公表

実体審査に係る部分について、詳細に記載が追加されている。

AI関連、 CS関連、BM関連、いずれも特許の対象になり得る。

2.3.3 数学的方法

2.3.3.1 人工知能および機械学習

分類、クラスタリング、回帰、次元削減のための計算モデルとアルゴリズムに基づいている技術について、トレーニングセットを生成するステップと分類をトレーニングするステップは、その技術的目的の達成をサポートする場合、発明の技術的性質にも寄与する可能性がある。

2.3.3.2 シミュレーション、設計、モデリング

外部の物理的現実と相互作用するシミュレーション、純粋な数値シミュレーション、数値シミュレーションの具体的な技術的実装、正確性、設計プロセスに関して、技術的効果が評価される。

2.3.5 精神活動、ゲームをする、ビジネスをするためのスキーム、ルールおよび方法

2.3.5.3 ビジネスをするためのスキーム、ルールおよび方法

金融、商業、管理、または組織の性質を持つ主題または活動は、ビジネスを行うためのスキーム、規則、および方法の範囲内にあり、それ自体は特許性から除外される。クレームされた主題が、ビジネス方法の少なくともいくつかのステップを実行するためのコンピュータ、コンピュータネットワーク、またはその他のプログラム可能な装置などの技術的手段を指定している場合、特許性から除外されない。

（出典）https://www.myipo.gov.my/en/patent-manual-specification/

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

マレーシア　知財の動き（意匠）

意匠の国際登録制度と画像を含む意匠に関する研修（2022年11月29-30日）

　特許庁講師から意匠の国際登録に関するハーグ協定加盟についての日本の経験を共有したほか、画像を含む意匠に関して、JPOにおける審査基準や審査の運用、意匠分類についての知見を共有。



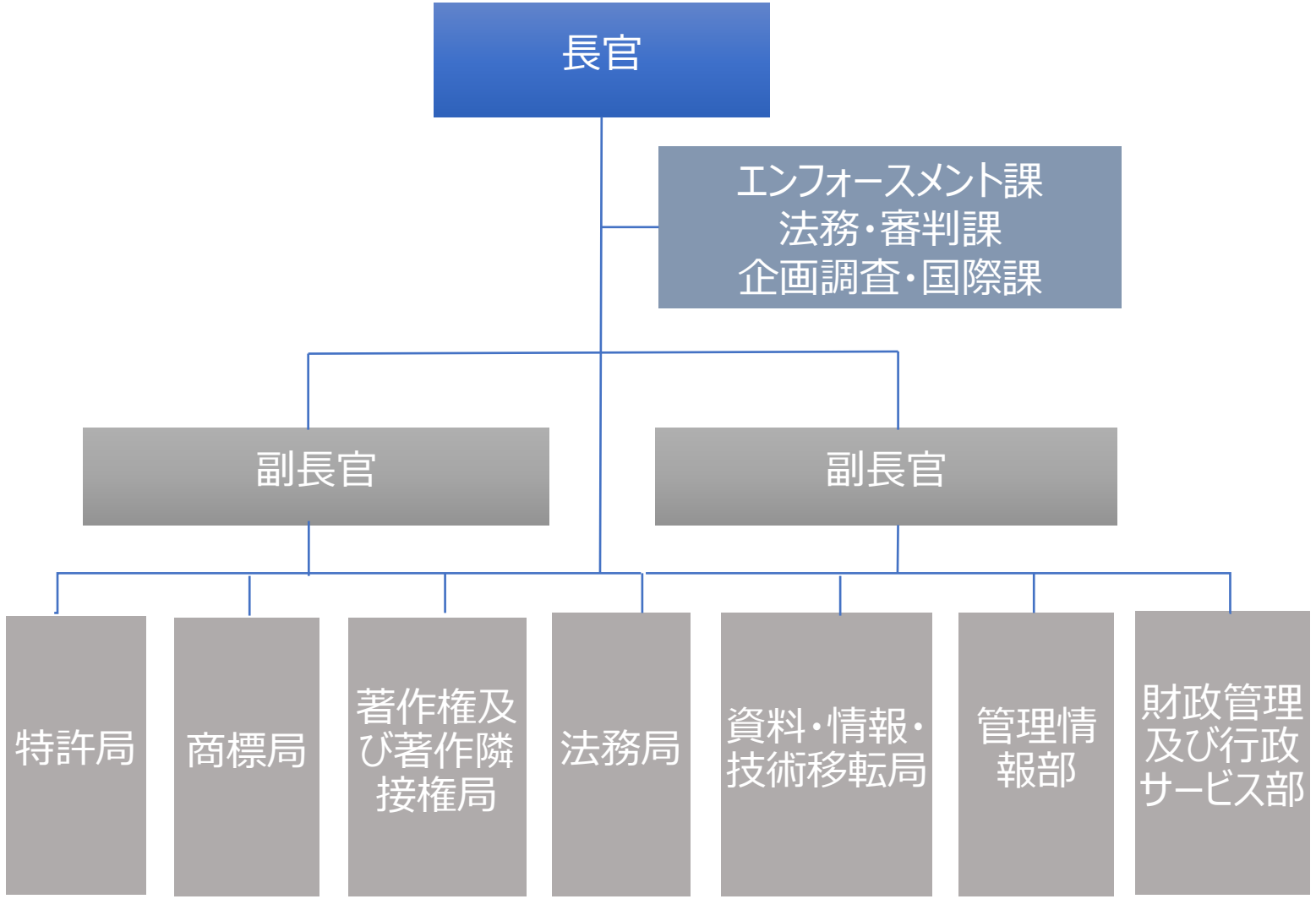
研修の様子

https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202212/2022120901.html

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

フィリピン

➢フィリピン知財庁（IPOPHL）組織図



➢フィリピン知財庁　バルバ長官



Barba＆Associates法律事務所マネージングパートナー、貿易産業省筆頭次官を経て、

2020年2月
フィリピン知財庁長官就任

https://www.ipophil.gov.ph/the-director-general/

REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE OF THE PHILIPPINES



貿易産業省に所属

1998年　特許・商標・技術移転部から知財庁に移行。

職員数：約400名

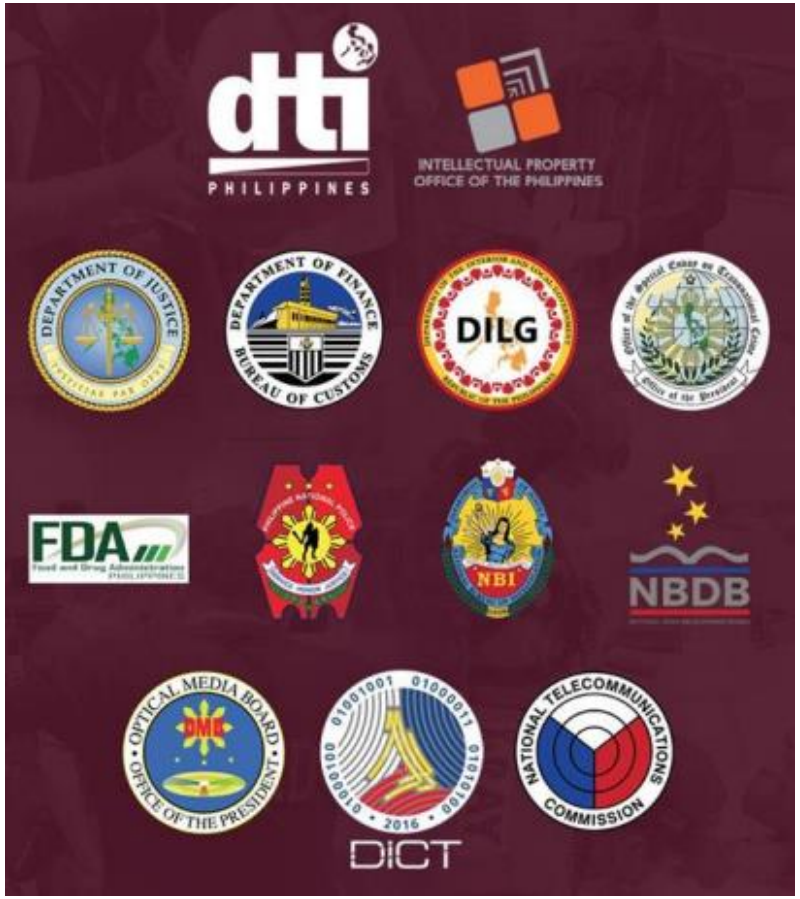
Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

フィリピン　知財の動き（エンフォースメント機関の連携）

フィリピン知的財産権委員会（NCIPR）15機関

- 貿易産業省（DTI、議長）
- 知的財産庁（IPOPHL、副議長）
- 司法省（DOJ）
- 関税局（BOC）
- 食品医薬品局（FDA）
- 国家捜査局（NBI）
- フィリピン国家警察（PNP）
- 光学メディア委員会（OMB）
- 国家書籍開発委員会（NBDB）
- 国境犯罪特命使節室（OSETC）
- 内務地方政府省（DILG）
- 国家通信委員会（NTC）
- 情報通信技術省（DICT）
- 内国歳入庁（BIR）
- 入国管理局（BI）

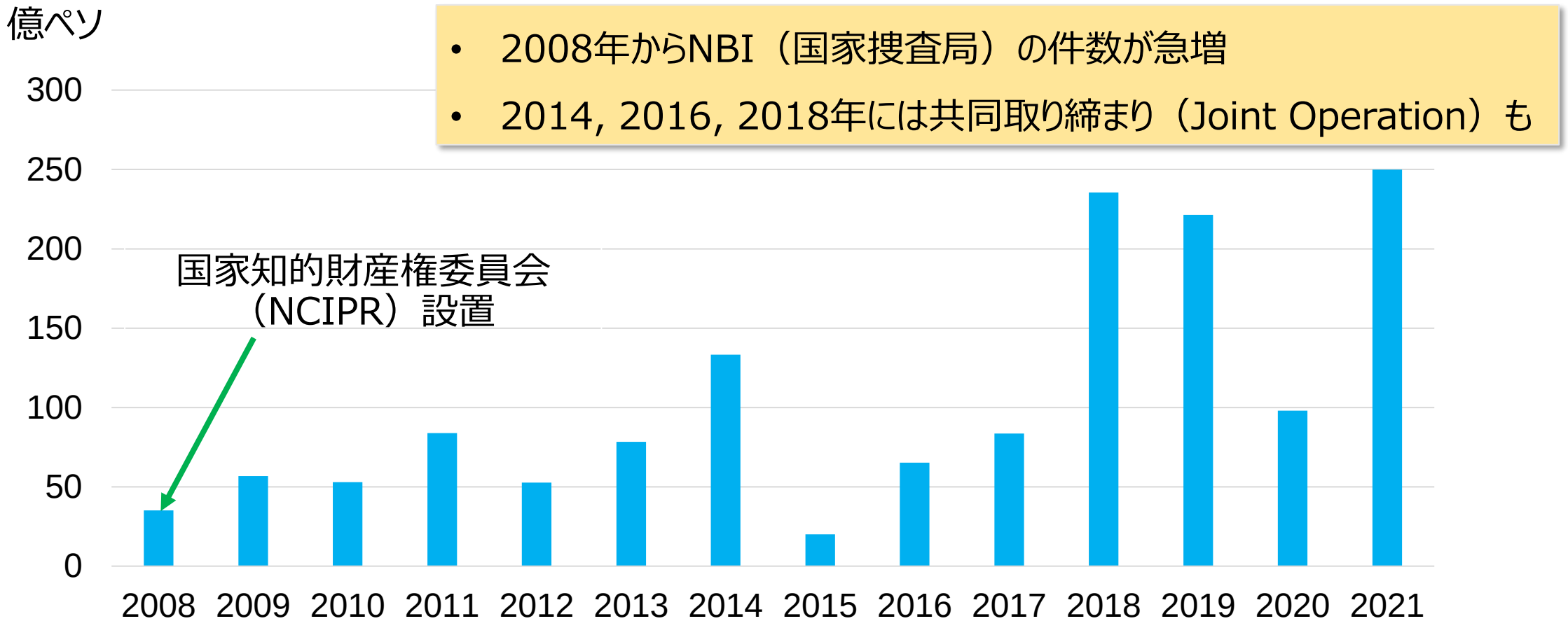




（出典）https://www.ipophil.gov.ph/news/ncipr-leadership-calls-on-members-to-seek-budget-vs-counterfeiting-piracy/

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

フィリピン　NCIPRの模倣品差押え合計額の推移



- 2008年からNBI（国家捜査局）の件数が急増
- 2014, 2016, 2018年には共同取り締まり（Joint Operation）も

（出典）https://www.ipophil.gov.ph/ncipr-statistics/
NCIPR Annual Report 2020, 2021

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

フィリピン　NCIPRによる取り締まりの実例

NCIPR- 2021年9月28日、食品医薬品局（FDA）が国家捜査局（NBI）と共同で、レムデシビルブランドを含む多くのCovid-19治療薬を押収。許可なしで販売、薬剤師の登録もなし。3人が逮捕された。





https://www.facebook.com/IPOPHLIEO/?fref=mentions

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

フィリピン　知財の動き（エンフォースメント機関の連携）

政府　　ECプラットフォーム　　権利者



ECプラットフォームと商標権者による模倣品対策MOUの署名

（2021年3月1日）

- ECプラットフォームはノーティス・テークダウンの仕組みを提供
- 商標権者は監視を強化し、ECプラットフォームに真正品や侵害品の情報を提供
- いくつかの目標値（KPI）を設けて、成果を1年間注視

→　2023年11月現在、34のメンバーが署名

（出典）https://www.ipophil.gov.ph/news/lazada-shopee-and-ip-right-holders-band-together-in-fight-vs-rising-online-counterfeiting-piracy/
https://www.ipophil.gov.ph/news/ph-cited-as-regional-leader-in-the-fight-against-counterfeiting-piracy/

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

フィリピン　調停手続件数の推移

知財の侵害事件について、2018年10月より全件、調停手続を経ることを義務化

年	解決件数	調停件数	解決率
2011	90	279	32.2%
2012	83	166	50.0%
2013	55	125	44.0%
2014	69	135	51.1%
2015	47	106	44.3%
2016	51	118	43.2%
2017	66	136	53.8%
2018	47	136	34.6%
2019	57	220	25.9%
2020	41	133	30.8%
2021	54	195	27.7%
2022	63	265	23.8%
2023	46	242	19.0%

（出典）ジェトロ　フィリピンにおける知的財産の審判等手続に関する調査　2021年3月
https://www.ipophil.gov.ph/ip-mediation/
（2020年以降）IPOPHLからのデータに基づく

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

フィリピン　知財の動き（日本でのロードショー）

フィリピン知財庁招聘（2023年6月6-8日）

フィリピン知財庁からの要望により、ジェトロ主催の知財制度セミナー、日フィリピン知財庁長官バイ会談、関連団体との意見交換を実施。



ジェトロ主催知財制度セミナーの様子



日フィリピン知財庁長官バイ会談時の集合写真

https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202306/2023061401.html

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

フィリピン　知財の動き（技術説明会）

製品・技術説明会（2024年1月25日）

　日系企業のフィリピン現地法人にて、フィリピン知財庁審査官を含む関係者約30名を招聘し、技術の全般的な説明を行った後、係属中の個別案件（特許等）について技術説明を実施。

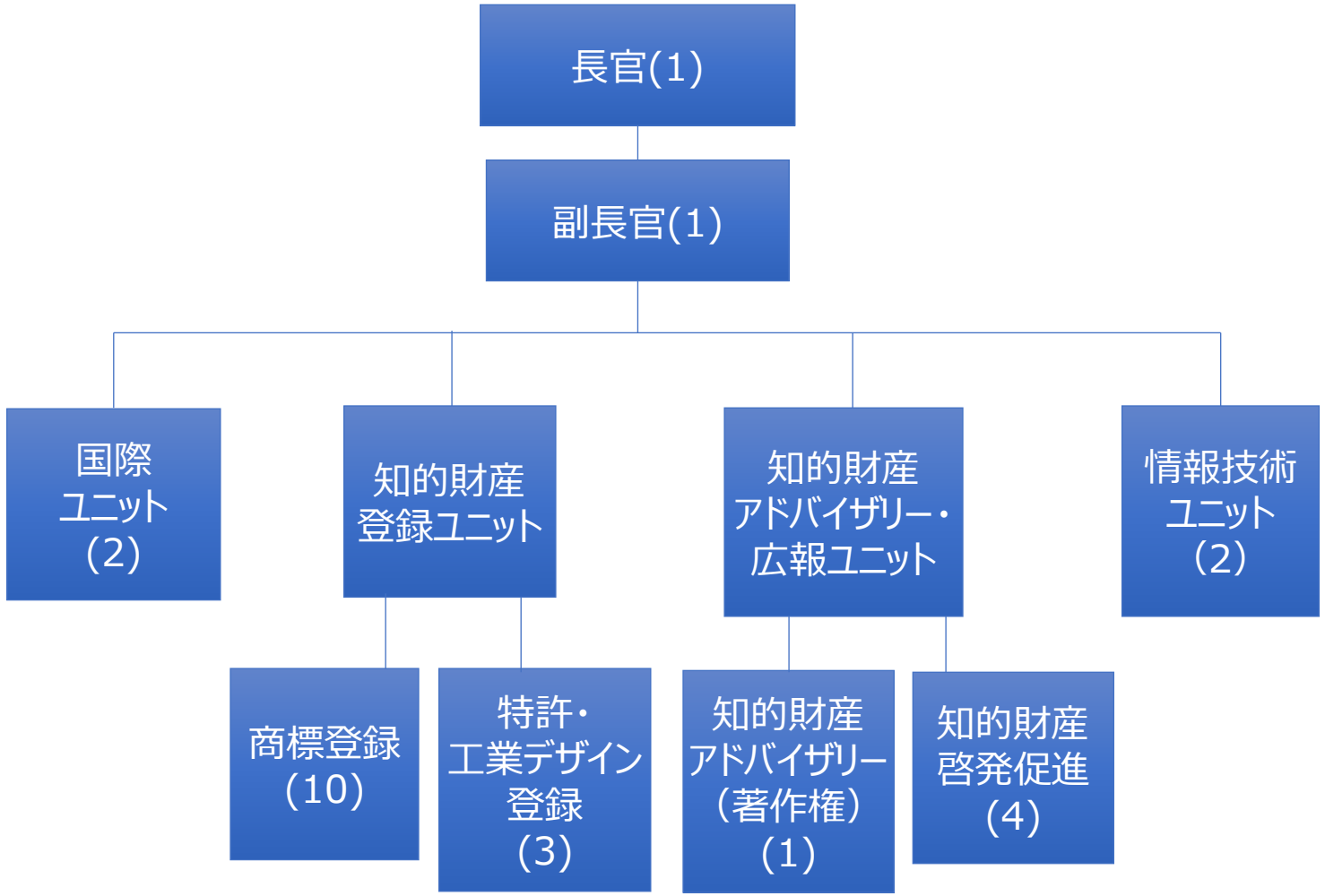


説明会の様子

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ブルネイ

➢ブルネイ知財庁組織図（カッコ内は人数、兼任あり）



➢ブルネイ知財庁　ノラジザ長官



2021年7月、ブルネイ知財庁長官就任

➢ブルネイ知財庁



法務長官室に所属
2013年　エネルギー・産業省特許登録部が改組。
2019年　エネルギー・産業省から法務長官室に移管
職員数 約16名

http://www.bruipo.gov.bn/SitePages/Home.aspx

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ブルネイ　知財の動き

〇知財庁の移転が複数回あり、担当職員が減少

〇特許の実体審査は行っていない

〇工業意匠の実体審査は行っていない

〇商標の実体審査は行っている

〇滞貨は解消しつつあり、品質向上に向けて取り組んでいる

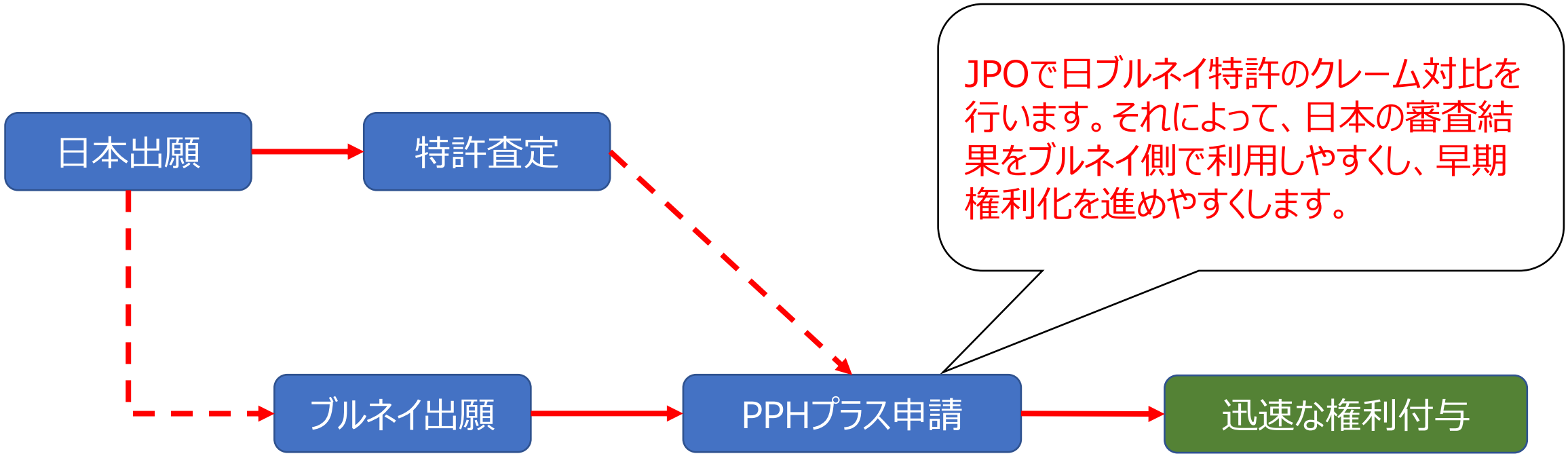
〇2023年時点での出願割合は商標が96%、特許2.8%、工業意匠1.1%

（出典）BruIPOプレゼン等に基づく
http://www.bruipo.gov.bn/SitePages/statistics.aspx

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ブルネイ　知財の動き（PPHプラスによる特許登録の早期化）

2017年10月1日より、日本との間で特許のPPHプラス開始



出典：https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/pph_plus_guideline.html

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ブルネイ　知財の動き（特許・商標）

特許・商標に関する審査実務研修（2023年10月2-4日）

　特許・商標の審査に関する基礎的な研修を実施。ブルネイ知財庁職員のほか、ブルネイ教育省、ブルネイダルサラーム大学、イスラム教大学から計１６名が参加。



https://borneobulletin.com.bn/japanese-experts-share-patent-trademark-knowledge/

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ASEANの知財概況

１．ASEANへ進出する各国

２．ASEAN各国の知財制度の現状と動き

（１）シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブルネイ

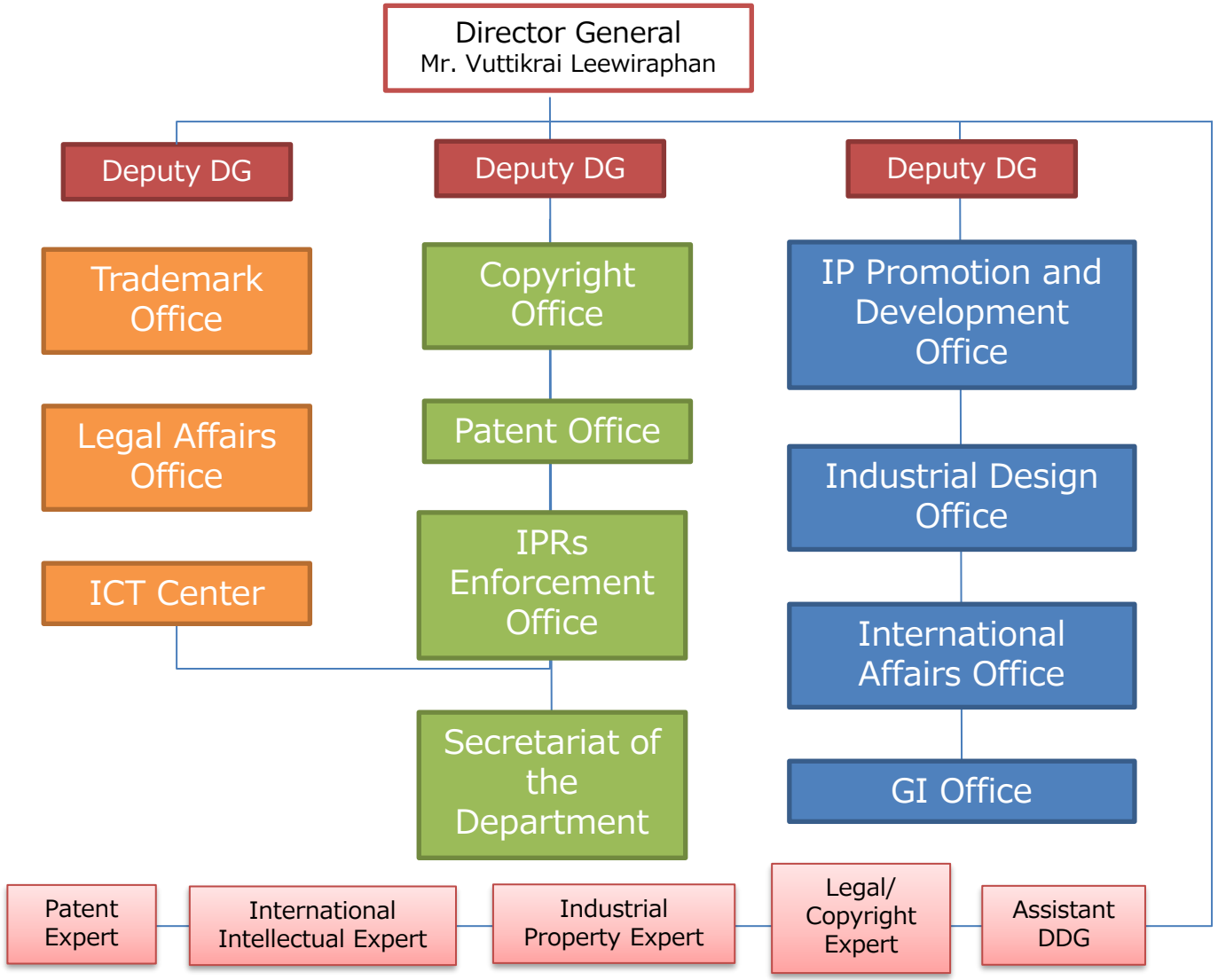
（２）メコン地域（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）

３．ジェトロシンガポール・バンコク知財部の活動

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

タイ

➢タイ知的財産局組織図 (Organization Chart of DIP)



➢タイ知的財産局

2020年10月1日現在
タイ知財局長空席

➢タイ商務省知的財産局



商務省に所属

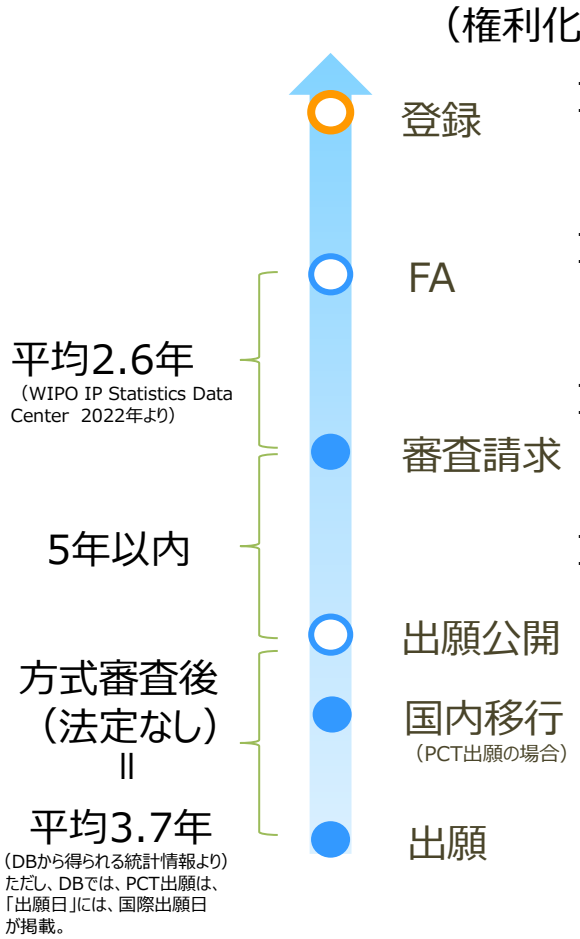
1992 年に商務省に知的財産局が創設

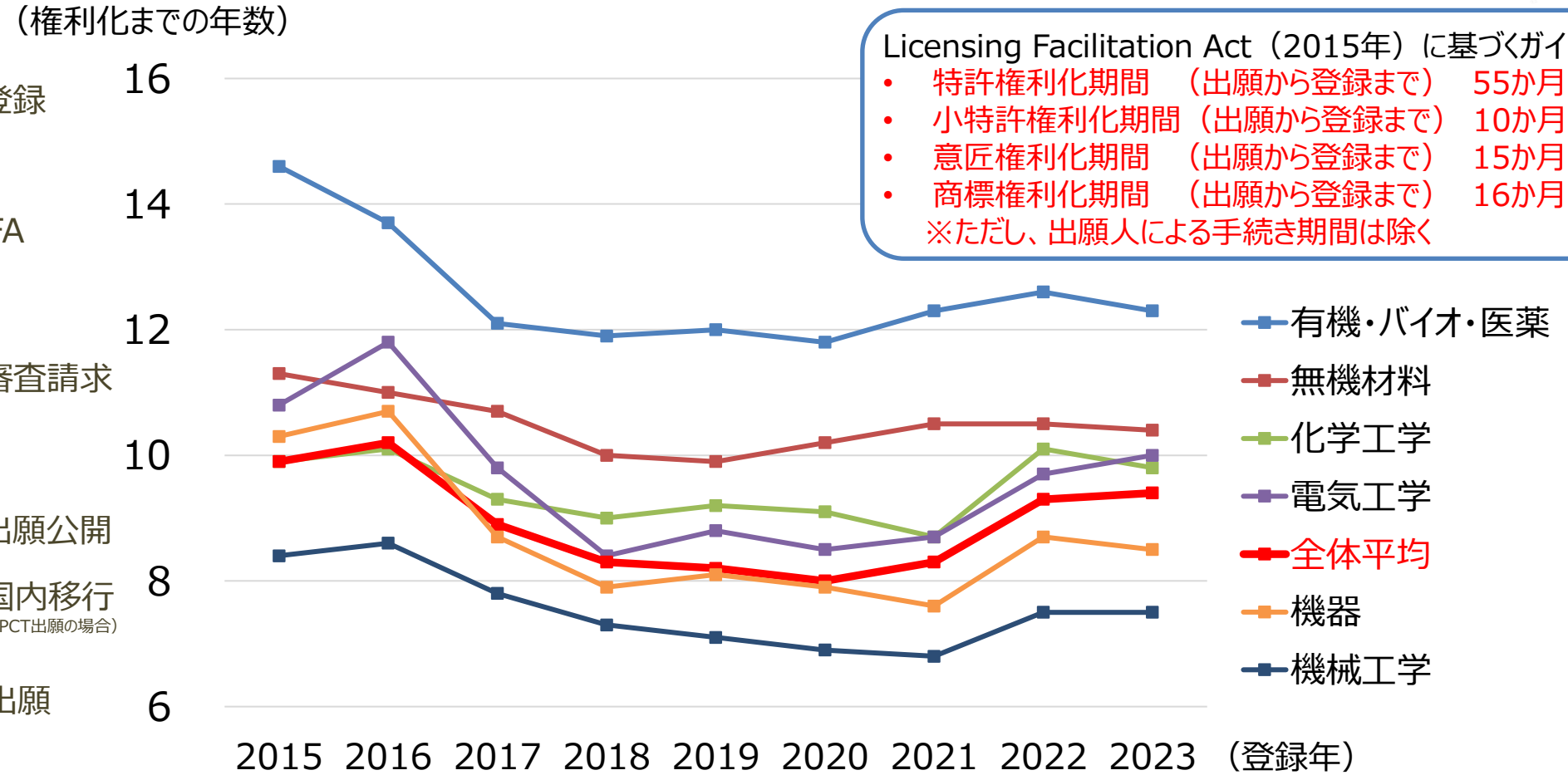
職員数：707名のうち、
特許審査官　108名
意匠審査官　21名
商標審査官　38名

出典: タイDIPから聴取（2024年2月）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

タイにおける権利化期間（特許）





Licensing Facilitation Act（2015年）に基づくガイドライン策定
- 特許権利化期間　（出願から登録まで）　55か月
- 小特許権利化期間（出願から登録まで）　10か月
- 意匠権利化期間　（出願から登録まで）　15か月
- 商標権利化期間　（出願から登録まで）　16か月

※ただし、出願人による手続き期間は除く

- 新型コロナ後、システム障害等により審査遅延傾向だが、23年に審査処理件数促進
- （22年）9.3年, 登録2,205件　⇒　（23年）9.4年, 登録3,751件
- 日本出願人の登録率は、全体の30%と比べて高く、40~50%前後。

出典：ASEANにおける産業財産権の検索データベースの調査2023（2024年3月）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

タイ　特許権利化期間短縮に向けた知財局（DIP）の取組

現状
- 小さな政府を目指すタイ政府の方針により、審査官増員予定無し
- 法改正後は、審査請求の出願日基準化（出願から3年以内）
 （現在、審査請求は公開後（出願～公開：約3.7年））→一時的に審査請求件数の増加が予測

特許審査官数の推移

	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
特許	88	99	103	109	106	104	108

- 採用後、1～2年は主に方式審査を担当
- 実体審査では、ベテランも若手も同じ処理目標件数
 （ただし、ベテランは若手の指導、WG活動等にも従事）

8つの審査グループ
- 機械（工学）
- 電気
- 物理
- 化学
- 石油化学
- 医薬
- バイオ
- 小特許

出典：タイDIP Annual Report 2022、タイDIPとの意見交換（2024年2月9日）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

タイ　特許権利化期間短縮に向けた知財局（DIP）の取組

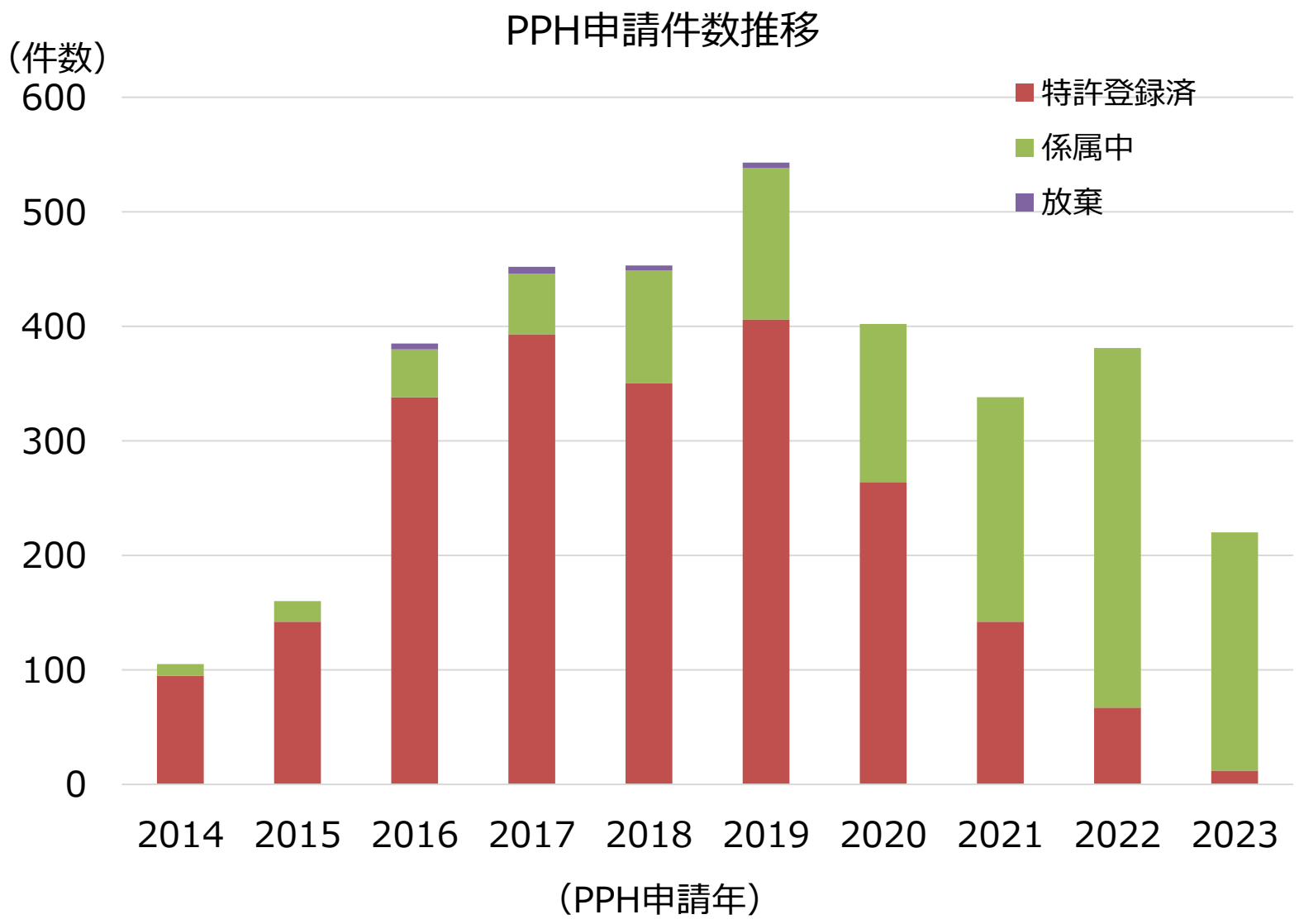
現状
•小さな政府を目指すタイ政府の方針により、審査官増員予定無し
•法改正後は、審査請求の出願日基準化（出願から3年以内）
（現在、審査請求は公開後（出願～公開：約3.7年））→一時的に審査請求件数の増加が予測

SMART DIPによる審査迅速化・品質向上に向けた取組
➢Tele-Patentsサービス開始（2022年1月4日～）
審査官とのオンライン相談（出願書類作成、補正の相談）による手続きの効率化。
➢特許ファストトラック制度導入（2022年5月３日付け告示）
対象技術分野は、医療・公衆衛生分野、医療用食品・健康補助食品。
タイで初めて出願された特許・小特許が対象。１か月に５件まで受付。
➢特許審査官用のAIを用いた特許先行技術サーチシステム
AIにより本願と先行技術文献との類似性を比較し、先行技術文献を評価・分析
➢タイDIP特許審査部内のe-Patent QC（品質管理）システム

出典：タイDIP Annual Report 2022、タイDIPとの意見交換（2024年2月）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

タイ　特許権利化期間の短縮　PPHの実績



IPCセクション	申請件数	登録率
A	637	64.5%
B	860	78.3%
C	746	54.7%
D	106	74.5%
E	43	72.1%
F	505	66.5%
G	277	60.6%
H	265	38.9%

2023年5月末時点

- PPH申請から登録まで平均14ヶ月※。
- PPH試行プログラム（2年間）を、2024年1月に更新。
- 2022年1月からPPHのオンライン申請が可能に（OL申請率：約32%）

※当該期間データについては、出願人による手続期間が含まれない点に注意。

出典: JPO PPH Portal、タイDIPとの意見交換（2023年12月）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

タイ　特許法（特許・小特許・意匠）改正状況

JETRO
Japan External Trade Organization

当初、主に審査期間の大幅短縮を目的とした改正案について、2017年5月に第1回パブコメ、2018年1月末に第2回パブコメ。

特許法（発明特許）改正案と特許法（意匠特許）改正案は別々に作業が進められていたが、一つの改正案として作業を進める方針に変更。
この特許法（発明、意匠含む）改正案が2020年9月に公表され、パブコメ募集が行われた。

→　法改正状況については、SEAIPJ、JIPA、JAMAなどを通じて日系企業に情報共有　→　タイDIPへパブコメ提出
　　米国政府、欧州ビジネス商業協会（EABC）、国際商標協会（INTA）、米国研究製薬工業協会（PhRMA）などからも意見提出
→　2021年5月14日　タイDIP、意見聴取結果をウェブサイトに公表　→　内閣へ提出
→　2022年1月18日　タイDIP、強制実施権部分の修正公表＆パブコメ募集
→　2022年3月30日　商務大臣署名　→　内閣提出・承認待ち
→　2022年9月27日　　閣議決定　特許法改正案を承認し、下院調整委員会に提出し検討
　　ハーグ協定加盟に同意、下院調整委員会に送り検討
→　2022年11月29日　国会決議　ハーグ協定加盟に同意

→　2024年10月現在、法制委員会にて審議中　（今後の予定）閣議決定→国会審議→官報公布→施行

発明特許：　権利化前
① 出願公開時期の法定化（18か月）
② 自発分割の導入
③ 審査請求の出願日基準化（3年）
④ 新規性の世界公知基準の明確化
⑤ 出所開示要件義務（出願放棄対象）

発明特許：　権利化後
① 登録後の誤記訂正
② ライセンス登録制度の緩和

意匠特許
① 権利期間の伸長（10年→15年）
② 部分意匠制度、関連意匠制度の導入
③ 自発分割の導入
④ 公開遅延請求制度の法定化
⑤ ハーグ協定への対応

Copyright © 2024　JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

タイ　商標に関する最近の動き

JETRO
Japan External Trade Organization

商標審査基準の改正（2022年1月17日改訂）

- 通常の順序ではない**3文字以上**の文字、数字の並列は、識別性のある装飾した文字または数字と見なす。しかしその文字または数字の称呼は含まない。
- 外国名の使用をその名前の所有者である国で権限を持つ者（在タイ大使館など）から許諾された場合に限り登録可と明記

商標出願のファーストアクション ファストトラック開始

- DIPは2021年4月5日に商標出願のFAファストトラックに関する告示を公表。
- 所定の条件を満たした出願は、**自動的に**このファストトラックにより審査が進められ、**出願から４か月で最初の審査結果（FA）が通知される。**

商標の更新に係るファストトラック開始

- DIPは2021年4月5日に商標の更新のファストトラックに関する告示を公表。
- 所定の条件を満たす更新申請は、**審査から更新登録証の発行まで３０分で完了**する。追加料金はなし。

商標のAIイメージサーチサービスを開始

- DIPは、**2023年1月**から、商標登録出願前に予備的に商標の類似性を確認できる便利で迅速な無料サービス「画像検索」を開始。



Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

タイ　エンフォースメント

	行政措置（摘発）	刑事措置	民事措置（民事訴訟）	水際措置（税関差し止め）
メリット	・低コスト ・迅速	・低コスト ・比較的迅速	・差止めに加えて損害賠償請求が可能	・低コスト ・迅速
デメリット	・警察を通じた市場からの模倣品の排除（摘発）のみ ・刑事罰や損害賠償を得たければ、刑事措置・民事措置を請求する必要あり	・損害賠償は得られない ・有罪を認めると減刑になることが多い ・刑事訴訟開始後の途中和解不可（著作権以外）	・高コスト（１審） 数百万円～数千万円 ・判決が遅い（１審） 特許：1.5～3年 商標：1～1.5年	・特許・意匠は対象外 ・差押え、破棄後の刑事措置不可（罰金支払に応じない場合は除く） ・罰金の抑止効果は高くない

- コスト・期間の観点から、模倣品対策として行政措置・刑事措置が主流となっている。
- タイ経済警察（ECD)の摘発に係る特許・商標の類否判断について、DIP特許・商標審査官の見解に基づき判断。
- 商標の類否判断において審査官が判断に用いる観点は、①文字数が同じであるかという点、②発音の仕方が同じであるかという点、③商品のカテゴリーが類似しているという点。

出所：　ASEANにおける模倣品及び海賊版の消費・流通実態調査、
タイにおける知的財産の権利執行状況に関する調査、タイ経済警察（ECD）との意見交換（2021年2月）

Copyright © 2024　JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

タイ　エンフォースメントの状況　刑事摘発件件数

JETRO
Japan External Trade Organization

経済警察（ECD：Economic Crime Suppression Division）による刑事摘発の件数

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
商標権	5,012	4,888	3,936	2,786	1,270	920	544	506
著作権	1,504	1,844	1,930	1,079	527	438	517	262
特許権※	158	33	18	5	0	23	9	3
合計	6,674	6,765	5,884	3,870	1,797	1,381	636	771

※特許権は、小特許権・意匠権含む

特別捜査局（DSI）※による刑事摘発の件数

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
商標権	23	20	25	4	4	4	9	12
著作権	0	0	0	0	0	0	0	1
特許権※	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	23	20	25	4	4	4	9	13

※法務省傘下の特別部隊（米国における　FBIに相当する機関）
　模倣品価値が**500万THB以上**で、タイ経済にインパクト、国際関係に影響を及ぼす事件を担当

出典：タイDIP “Statistic on IP Enforcement”

Copyright © 2024　JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

タイ　エンフォースメントの状況　訴訟件数

JETRO
Japan External Trade Organization

知的財産権に関する訴訟件数（知的財産・国際取引中央裁判所（CIPITC））

刑事訴訟	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023 (1-8月)
商標権	2907	2478	1877	1249	781	706	447
著作権	644	665	677	531	517	491	295
特許権※	22	18	8	4	9	8	2
合計	3573	3161	2562	1784	1307	1205	744
民事訴訟	**2017**	**2018**	**2019**	**2020**	**2021**	**2022**	**2023 (1-8月)**
商標権	101	89	94	119	58	94	99
著作権	72	50	65	47	44	65	51
特許権※	31	23	19	28	24	30	11
合計	204	162	178	194	126	189	161

※特許権は、小特許権・意匠権含む

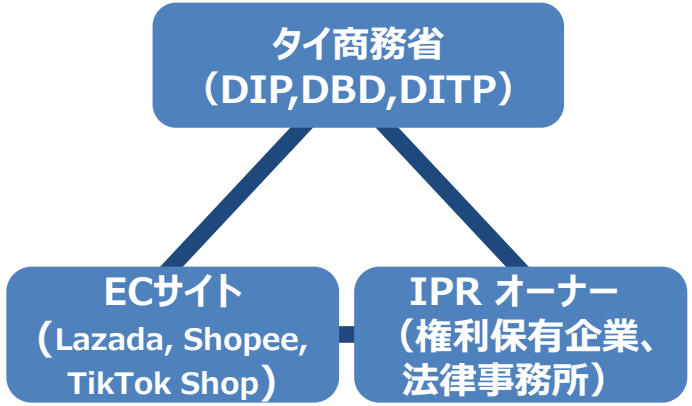
外国企業同士の裁判は少。被告がタイ企業の裁判が大半。
民事では長期化する傾向。刑事では即日判決も。

出典:知的財産・国際取引中央裁判所（CIPITC）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

タイ　政府の取組　オンライン上の模倣品対策

＜インターネットにおける知財権保護に関するMOU＞



- 2021年1月11日、タイ商務省内の3部局（知的財産局、事業開発局、国際貿易振興局）とインターネットプラットフォームオペレータ（Lazada, Shopee, TikTok Shop（2024年6月時点））、権利者、法律事務所（35 IPR Owner ※2023年6月時点）との間で、インターネット上での知的財産の保護に関するMOUを締結。
- DIPがインターネット上で侵害品を監視し、疑わしいものについては権利者に情報を共有し、権利者が確認を行うといったインターネット上のIP侵害品を排除する枠組みを構築する内容となっている。
- 2021年3月から2024年6月までの間に、**1,000件**以上の侵害品を発見しテイクダウンを実施。
- 2024年6月末にはMOU関係者と協議。

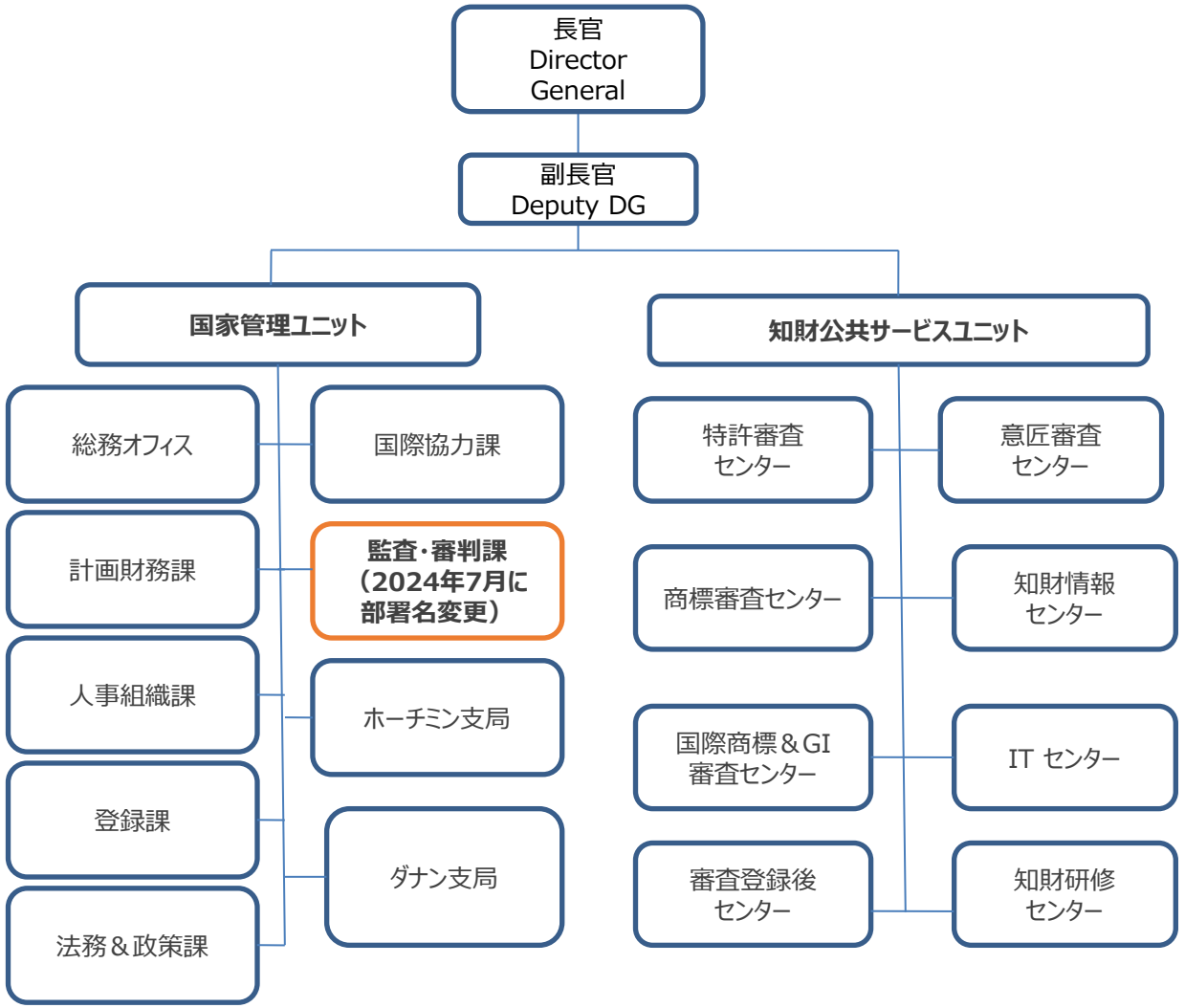
＜オンライン広告と知財権保護に関するMOU＞

- 2022年10月28日、20以上の知財権オーナーと３つの広告協会（タイ広告協会、デジタル広告協会、タイ・メディアエージェンシー協会）が署名。
- 知財権オーナーと広告主との協力体制を構築。
 ①知財権を侵害するウェブサイトやアプリケーションに広告を掲載しないこと。
 ②知財権を侵害する広告コンテンツを作成しないこと
 ③知財権侵害品を宣伝しないこと。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ベトナム

➢ベトナム国家知的財産庁（IP VietNam）組織図



➢ベトナム科学技術省　ルー・ホアン・ロン長官（Luu Hoang Long）



1995年　ハノイ科学技術大学にて工学（エンジニア）学士号を取得

2017年ベトナム商工省（MOIT）電子公社取締役副会長

2023年8月1日付で
ベトナム知財庁長官に就任

➢ベトナム国家知的財産庁（IP VietNam）

科学技術省に所属



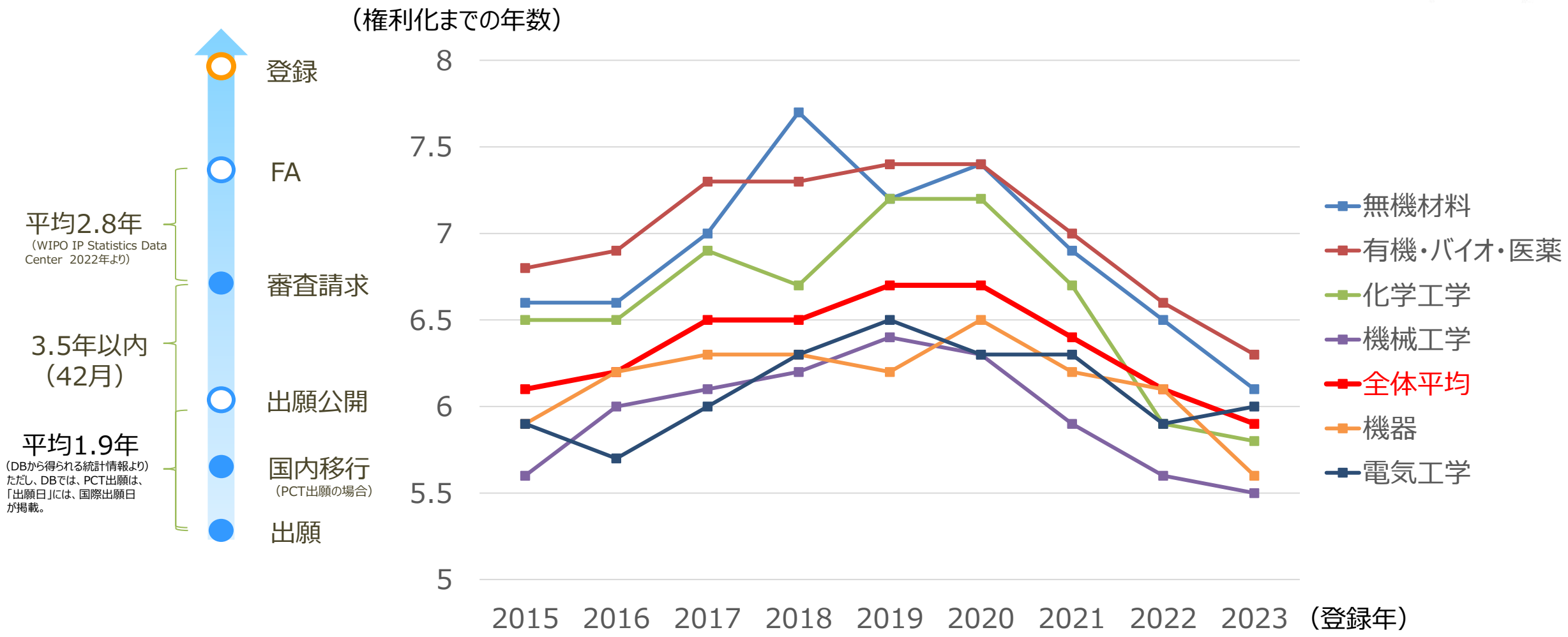
1982年に創設された、国家発明室を前身

職員数：　約380名
- 審査官　146名のうち、
- 特許審査官　63名
- 意匠審査官　9名
- 商標審査官　74名

出典：IPベトナムから聴取（2024年1月）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ベトナムにおける権利化期間（特許）



- 全体的に権利化期間が短縮傾向
- 日本国籍出願人案件は、全特許を母集団とした登録率より10～20%程度高め

出典：ASEANにおける産業財産権の検索データベースの調査2023（2024年3月公表予定）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ベトナム　特許権利化期間の短縮　PPHの実績

JETRO
Japan External Trade Organization

日ベトナム特許審査ハイウェイ（PPH）の実施

・2016年4月より試行開始（受付上限100件/年）
　2016年: 4月1日～8月24日受付終了
　2017年: 4月1日～5月30日受付終了
　2018年: 4月1日～４月3日受付終了
　2019年: 4月1日　100件受付終了、10月1日　100件受付終了
　2020年: 5月4日　100件受付終了、10月1日　100件受付終了
　2021年: 4月1日～7月15日受付終了、10月1日～2022年1月26日受付終了

2019年度より、
受入上限200件/年
に拡大

・2022年4月　PPHプログラムの実施を2025年まで延長決定（受付上限200件/年）
　2022年: 4月1日　66件受付、10月1日～　66件受付　（合計 132件）
　2023年: 4月1日　受付開始

2020年実績

- 審査期間
 FA:平均約8.7月※
 最終:平均約9.5月※
- 審査結果
 特許率：94%
 （拒絶となった案件は全て応答無し）
 FA特許率：70.9%
- これまでに分かっている課題
 ・出願公開前にPPH申請がされた場合は
 すぐに審査ができない
 （出願公開を待たなければならない）
 ・ベトナム語への誤訳が多い

※PPH申請日または公開日の遅い方からカウント

Copyright © 2024　JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ベトナム　知財法改正状況

- 地域的な包括的経済連携協定（RCEP）、環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP）、ベトナム自由貿易協定（EVFTA）との整合
- 知的財産権の執行に関する手続きの簡素化・効率化等を目的

ベトナム法は、法律（Law）、政令（Decree）、通達（Circular）との階層で詳細を規定

知財法改正法である、法律（Law）第07/2022/QH15号： 2023年1月1日施行
政令（Decree）第65/2023/ND-CP号：2023年8月23日施行
通達（Circular）第23/2023/TT-BKHCN号：2023年11月30日施行



2022年6月16日にベトナム国会にて
477名中476の賛成多数で知財法改正案が成立

特許
① 拡大先願規定の追加
② 秘密特許、安全保障管理規定（第一国出願義務）の追加
③ 遺伝子資源、伝統的知識規定の追加（出所開示要件義務、拒絶・無効理由追加）
④ 付与前の異議申立て規定の追加

知財権保護
① デジタル環境での権利行使確保のため、インターネット上の侵害行為も保護対象と明記
② 税関での職権による手続停止（税関法の関連条項も改正）

意匠
① 意匠の定義変更※
② 公開遅延制度（7か月）の導入

商標
① 音の商標の追加（オーディオファイル形式可）
② 悪意の商標に関する拒絶・無効理由追加

※「意匠とは、完成品または完成品の組み立てに関わる部分の外形である。外形は形状・模様・色彩またはそれらの結合によって現出され、完成品の使用時に見られるものである。」と定義（第４条１３項）

出所：https://baochinhphu.vn/sua-doi-bo-sung-mot-so-dieu-cua-luat-so-huu-tri-tue-10222061609391233.htm

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ベトナム　知財裁判所設立への動き

2024年6月24日　人民裁判所組織法第34/2024/QH15号がベトナム国会にて可決
　　最高裁長官が、知的財産専門第一審人民裁判所（Specialized People's Court of First Instance on Intellectual Property、以下IPコート）設立の義務と権限を有することが決定。
2025年1月1日　　発効

<u>以下、ベトナム最高裁からの聴取事項（2024年9月）</u>

- 権限、所掌、裁判所数、設置地域、人事などに関し、政令等の下位法令の改正も準備中
- IPコートは第一審を想定
- 最初はハノイに一箇所設置し、その後、中部・南部の設置を検討予定
- 設置時期は未定
- 専門人材育成も課題
- 知財紛争解決ガイドラインの検討（以下の項目を含む）
 - IPコートの権限
 - 侵害行為の判断、権利の濫用
 - 弁護士、弁理士の妥当な費用

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ベトナム　エンフォースメント

	行政措置	刑事措置	民事措置（訴訟）	水際措置
対象	特、意、商、著	商、著	特、意、商、著	特、意、商、著
期間	１～２か月	捜査は60日程度 刑事訴訟（１審） 半年～１年程度	１～２年程度 （１審）	
費用	数十万円	刑事訴訟までいくと 数百万円	数百万円	
件数	市場管理総局（DMS）： 年12,000-15,000件 科学技術省（MOST） 監査局：年100件	警察：250-400件 刑事訴訟：年数件程度 （特許は過去５年間０）	年30-40件程度	年100件程度
その他	特許は主にMOST 意匠・商標は主にDMS	特実意は刑法の対象から削除(2009～)	知財裁判所なし 損害に係る証拠収集、事実証明が困難 経験不足により妥当でない判決	

- 市場管理総局（DMS）を利用した行政摘発が手続・コスト・期間の観点から有効
- 2024年3月1日、科学技術省（MOST）監査局から、IPベトナムの監査・審判課に監査機能が一部移管

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

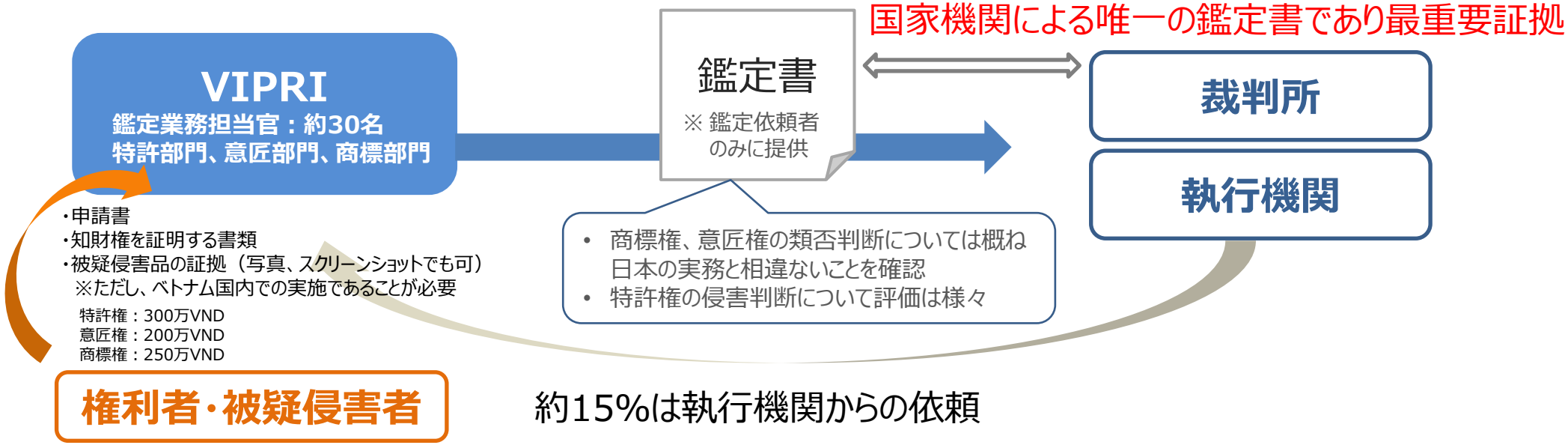
出典：ジェトロ　ベトナムにおける知的財産の権利執行状況に関する調査

ベトナム知財研究所（VIPRI）

VIPRI：MOST（科学技術省）関連機関
① 知財に関する研究調査
② 執行機関（経済警察、税関など）、中小企業等に対する知財研修
③ 侵害事件や行政執行等で活用される侵害有無に関する専門的見解・鑑定（法的拘束力なし）の提供
④ 海外機関との協力



- 特許権・意匠権・商標権・地理的表示について10904件の鑑定意見を作成（2009年～2023年末）
 （特許権：323件、意匠権：1517件、商標権：9050件、GI：14件）
- 鑑定期間は、特許・実用新案：約2月、意匠：約1.5月、商標：約1月
- 早期鑑定での鑑定期間は、特許・実用新案：約1月、意匠：約1週間～1月、商標：約3日～1週間
- 侵害と判断した件数の割合：約85%



出典：VIPRIとの意見交換

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ベトナム　ベトナムエンフォースメント機関職員向けセミナー（2024年2月28日）

- ベトナムにて、2023年3月にオンライン模倣品対策に関する計画319号が承認され、エンフォースメント機関が連携し取り組む中、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）が本セミナーを開催
- 日本企業の真贋判定資料を手交
- 日越含め約120人の参加、約40のベトナム国内での報道

日本側

在越大臨時代理大使、JPO、JETRO、
日本企業6社

ベトナム側（計8機関）

科学技術省（MOST）監査局長官
ベトナム市場管理総局（DMS）副総局長
IPベトナム、他

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ベトナム　ベトナムエンフォースメント機関職員向けセミナー（2024年2月28日）

- ベトナムにて、2023年3月にオンライン模倣品対策に関する計画319号が承認され、エンフォースメント機関が連携し取り組む中、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）が本セミナーを開催
- 日本企業の真贋判定資料を手交
- 日越含め約120人の参加、約40のベトナム国内での報道





Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

カンボジア

➢国家知的財産委員会（NCIPR）



・国家知財戦略の策定
・省庁間連携の円滑化
・知財の普及、エンフォースメント

➢商務省（MOC）知的財産権部組織図

ヴィチエ知的財産部長（長官級）（2020.9-）
（Suon Vichea）

・商標、商号、不正競争に関する法律
・地理的表示（GI）
・営業秘密



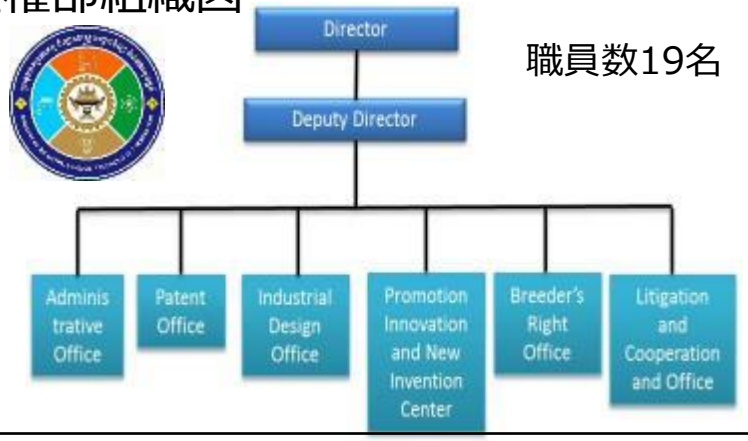
職員数78名



➢工業・科学・技術・イノベーション省（MISTI）産業財産権部組織図

※工業手工芸省（MIH)から2020年名称変更。
同時に科学技術革新総局と科学技術革新研究所を省内に新設。

ヴィボル工業局局長（長官級）（2017-）
（Ngeth Vibol）
・特許、実用新案、意匠に関する法律
・回路配置
・種苗法



職員数19名



Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

カンボジア　最近の動き

JETRO
Japan External Trade Organization

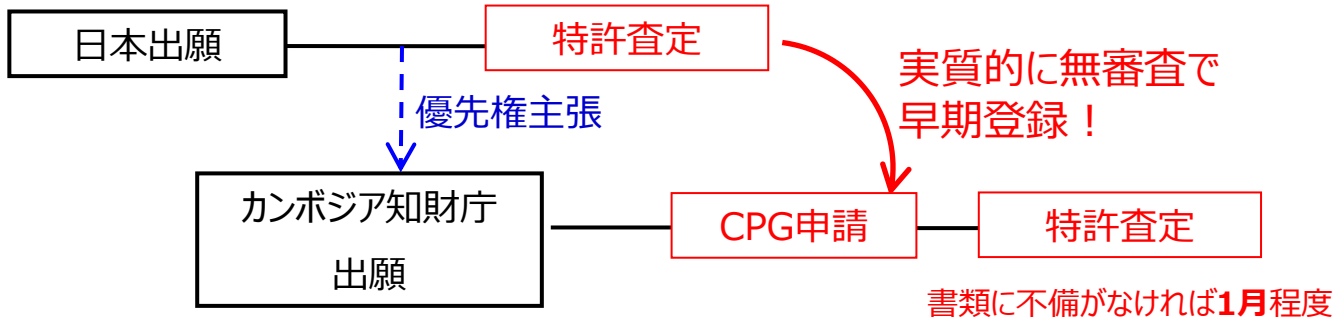
知財の権利化

- 特許：ほぼ100%の出願が外国出願。運用上、特許で実体審査は行われてない。
 他庁の審査結果待ち or 他庁に審査依頼。
 2018年3月1日より**EPO**バリデーション開始（医薬品は不可）、**SG・CN**とは再登録制度あり
 2019年11月から**韓国**と再登録制度開始、2020年10月に**米国**と審査協力に関する協定締結
- 商標・意匠：実体審査あり。
- 審判：現在、審判制度は存在しないが、2023-2028知財ナショナルポリシーに記載あり。将来的な設立を目指す。

CPG（特許の付与円滑化に関する協力）の活用状況

- 2016年7月より開始。

日本特許庁で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、
出願人からの申請により、カンボジア知財庁でも特許が付与されるもの



カンボジア特許出願は早期権利化のため
CPG申請を！

CPG（2024年5月時点）	
申請件数	特許査定
55	34

出典：MISTIとの意見交換

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

カンボジア　最近の動き

エンフォースメント

- これまでは、カンボジア模倣品対策委員会（CCCC）が模倣品に関する取り締まりや検査、逮捕を行う権限を有していたが、2024年5月にCCCCの再編が行われ、上記権限が無くなる。
- 模倣品の申立てについては、商務省（MOC）知財部によると、CCCC、CCF（消費者保護・競争・詐欺対策総局）、MOC知財部の係争担当、裁判所のいずれに行っても良い（CCCCは申立て窓口として依然機能）。

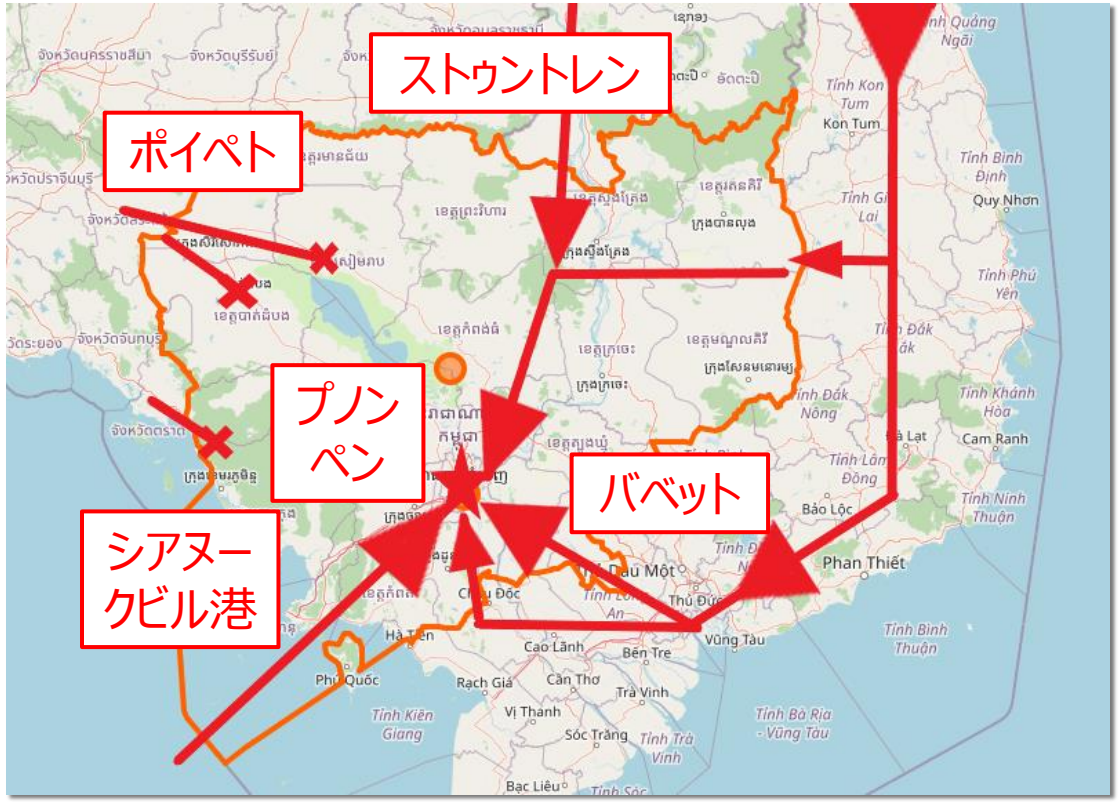
- 民事・刑事訴訟は非常に困難（予測不可能、高額）で、ほとんど利用がない。

- 2024年9月1日、カンボジア税関総局（GDCE）が知的財産権記録システム（IPRRS、税関登録システム）のトライアルを開始
 - 商標、地理的表示、著作権の記録
 - 独占販売権の記録

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

カンボジア　模倣品流通実態

- 模倣品の流入は主に中国から（警察による摘発の80%以上）
- ベトナム、タイ、カンボジア国内で製造・組立を行うケースもあり
- 模倣品流入ルートは
① バベット（ベトナム国境）
② シアヌークビル（海港）経由
③ ストゥントレン（ラオス国境）経由
でプノンペンへの流入が多い
- タイからカンボジアに流入する模倣品はプノンペンに到達する割合が少ない
- 電子商取引のプラットフォームはFacebook や Instagramが人気で、ファッションアイテム（衣料品、履物、ハンドバッグ、アクセサリー）や化粧品、電子機器の模倣品あり



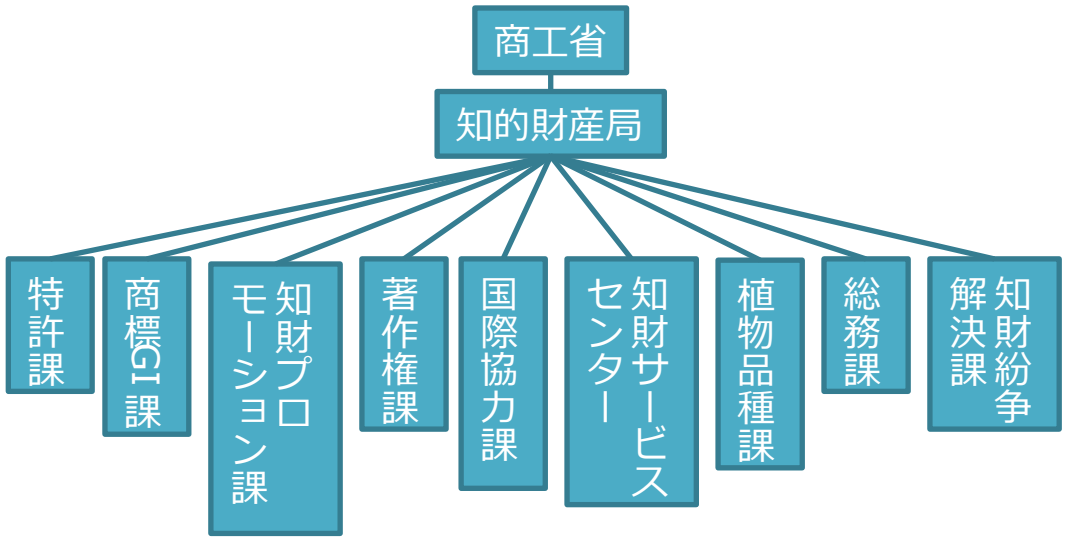
カンボジアへ流入する模倣品の流通経路

出典：　ジェトロ　カンボジアにおける模倣品流通動向調査（2023年3月）

Copyright © 2024　JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ラオス

➢ラオス知的財産局組織図







➢ラオス知財局

2023年11月22日付で、
サイソムペット・ノーラシング知財局長就任
（Xaysomphet Norasingh）

➢ラオス商工省　知的財産局



設立
2011年

職員数
63名

そのうち、
特許審査官　　4名
商標・GI審査官　13名

※ 2021年2月25日、科学技術省が解体され、
知的財産局は商工省へ移管されることが決定し、
2021年4月に移管。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

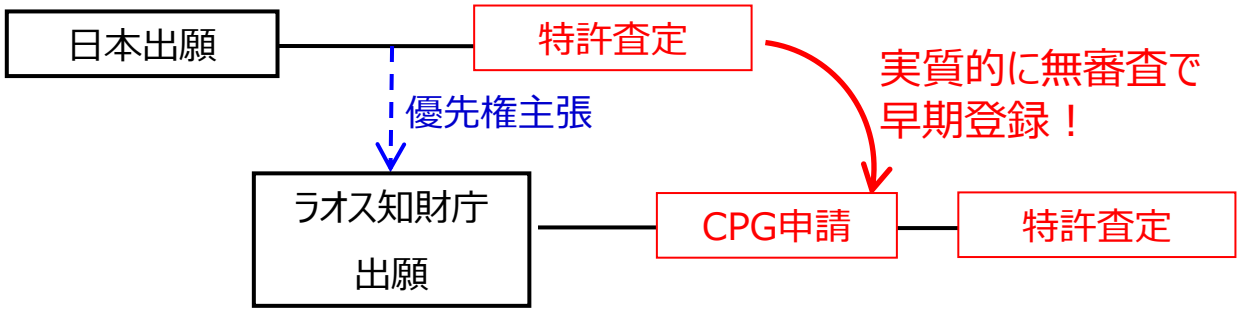
ラオス　最近の動き

知財の権利化・エンフォースメント

- 特許：100%に近い出願が外国出願。運用上、特許で実体審査は行われていない。
 他庁の審査結果を待つ必要あり。登録件数は10件弱。2018年より**中国**と再登録制度開始。
 韓国、**星**とも再登録制度開始（韓国：2019年6月MOU合意、星：2019年11月MOU合意）
 米国とも審査協力。2024年5月、**EPO**とバリデーション協定締結。
 ラオスのみの国内特許出願は2-3%程度で、星のみが委託審査をしている。
 ラオスに実体審査開始の動きあり。
- 商標・意匠：　実体審査あり。警察・税関を利用した行政摘発が有効とされている。
 真贋判定が困難な場合には、知財局へ真贋判定の依頼可能。

CPG（特許の付与円滑化に関する協力）の活用状況

- 2016年11月より開始。
 日本特許庁で審査を経て特許となった出願に対応する出願について、
 出願人からの申請により、ラオス知財庁でも特許が付与されるもの



ラオス特許出願は早期権利化のため
CPG申請を！

CPG（2024年5月時点）	
申請件数	特許査定
24	13

出典：ラオスDIPとの意見交換

Copyright © 2024　JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ラオス　最近の動き

法改正等の状況

- 2018年6月に改正知財法が施行
 主な改正内容
 - 出願公開制度、出願公開後の異議申立を新設
 - 税関職員による職権での税関差止め可（商標、著作）
- 2020年12月「特許及び小特許に関する決定」、2021年1月「意匠に関する決定」
- 2022年1月「税関による知的財産権保護措置に関するガイドライン」公表、施行

- 2024年知財法改正
 - 2023年11月20日に署名（国会通過）
 - 2024年に1月5日に発効
 - 2024年3月1日に公布（官報掲載）
 - ラオス官報のウェブサイトにラオス語でのみ公表
 - 特許審査に関する大きな変更はない。第31条3項の記載要件の項に、遺伝資源の出所開示要件を追加。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ラオス　模倣品流通実態

- 模倣品の流入は主に中国から

- 模倣品流入ルートは

① 中国と国境を接するラオス北部の国境（ボーテン税関）
② ベトナムと国境を接するラオス東部の国境（ダンサワン税関）
③ タイと国境を接するラオス西部の国境
④ カンボジアと国境を接するラオス南部の国境
⑤ ミャンマーと国境を接する北西部

- ボーテン税関、ダンサワン税関からの聴取によると、模倣品の疑いのある商品を扱った輸出入業者に対して法的措置を取ったことはない。

- 税関職員は、輸入・輸出・通過品の総数の監視に重点を置いており、商標権・特許権・著作権などの侵害件数を追跡していない。



出典：　ジェトロ　ラオスにおける模倣品流通実態調査（2024年3月）

Copyright © 2024　JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ミャンマー

➢ミャンマー　知財行政の組織構造

中央委員会
トップ：副大統領
・政策の策定・監督

知的財産権機関
(IPA: Intellectual Property Agency)
トップ：中央委員会幹事（副大臣級）
・政策に基づく活動の実施
・国内外の関係機関との協力
・条約交渉
・審判機能

知的財産権局
トップ：登録官（局長級）
・出願の審査/登録

実行機関

➢ミャンマー知的財産局　モー・モー・トゥエ局長



知的財産局が商業省へ移管される前の教育省にあった時代から知的財産担当部署で知財業務に従事

ミャンマー商業省知的財産局副局長を経て

2021年4月 ミャンマー商業省知的財産局局長就任

➢ミャンマー商業省知的財産局

設立　2020年12月

※ 2016年4月新政権下で省庁再編、科学技術省が教育省へ統合。知財担当部署も教育省へ移管。その後、2020年12月に教育省から商業省へ移管。

出所：　ジェトロ　ミャンマーにおける模倣品流通実態調査（2021年3月）

Copyright © 2024　JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ミャンマーでの知財法、知財庁設立に向けた動き

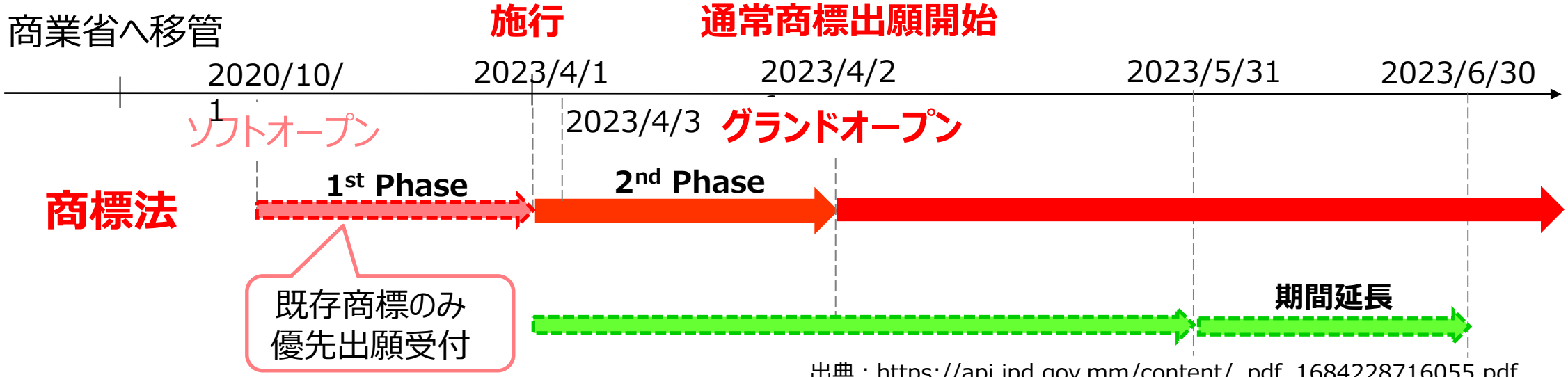
JETRO
Japan External Trade Organization

年代	ミャンマーでの知的財産についての動き	国内状況
1914	著作権法施行	イギリス統治下
1946	特許意匠法（施行されず）	戦後混乱期から独立へ アウンサン将軍暗殺（1947）
1995	世界貿易機関（WTO）加盟 →加盟によりTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）の履行義務発生 →後発開発途上国(LDC)に対しては国内法整備等のため猶予として協定履行の経過措置期間が設けられた	軍事政権時代 民主化デモ封じ込め（1988） 欧米による経済制裁 ASEAN加盟（1997）
2001	世界知的所有権機関（WIPO）加盟	
2013	LDCのTRIPS協定履行の経過措置期間が2021年まで延長	軍政から民主化へ 民主化政権発足（2016）
2015	知財関連四法案を議会上程するも審議未了（政権交代等）	
2017	知財関連四法案を議会上程	投資環境整備が進む 新投資法施行（2016） 新会社法施行（2018）
2019	商標法・意匠法成立（1月30日）、特許法成立（3月11日） 著作権法成立（5月24日）	
2020	登記済・使用中の商標の申請受付開始（ソフトオープン）（10月1日）	国軍：非常事態宣言（2021.2.1）
2023	商標規則告示（3月31日）、商標法施行（4月1日）、知財庁グランドオープン（4月26日）、意匠法及び著作権法施行（10月31日）	
2024	特許法施行（5月31日）	

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ミャンマー商標の現状

- 2023年4月1日　商標法施行 「first-to-use」から「first-to-file」へ。
- 同4月3日　オンライン(WIPO File)に加え、ネピドー・ヤンゴンの知財庁で優先出願受付開始（2nd Phase）。
- 同4月26日　知財庁グランドオープン。通常商標出願の受付開始。
- プレ出願は全て2023年4月26日を出願日とし、優先日を持たないため、全てが同日出願。
- 2024年5月1日　最初の商標公告公報220件を発行。
 （実体審査を通過したもの。今後の異議申立てのプロセスを通過すれば、商標登録。）
- オフィスアクションは方式的な通知が主で、絶対的拒絶理由は通知されていないのが現状。
- ASEAN IP Registerにも商標、意匠が収録。



出典：https://api.ipd.gov.mm/content/_pdf_1684228716055.pdf

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ASEANの知財概況

１．ASEANへ進出する各国

２．ASEAN各国の知財制度の現状と動き

（１）シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブルネイ

（２）メコン地域（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）

３．ジェトロシンガポール・バンコク知財部の活動

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ジェトロシンガポール・バンコク知財部の活動

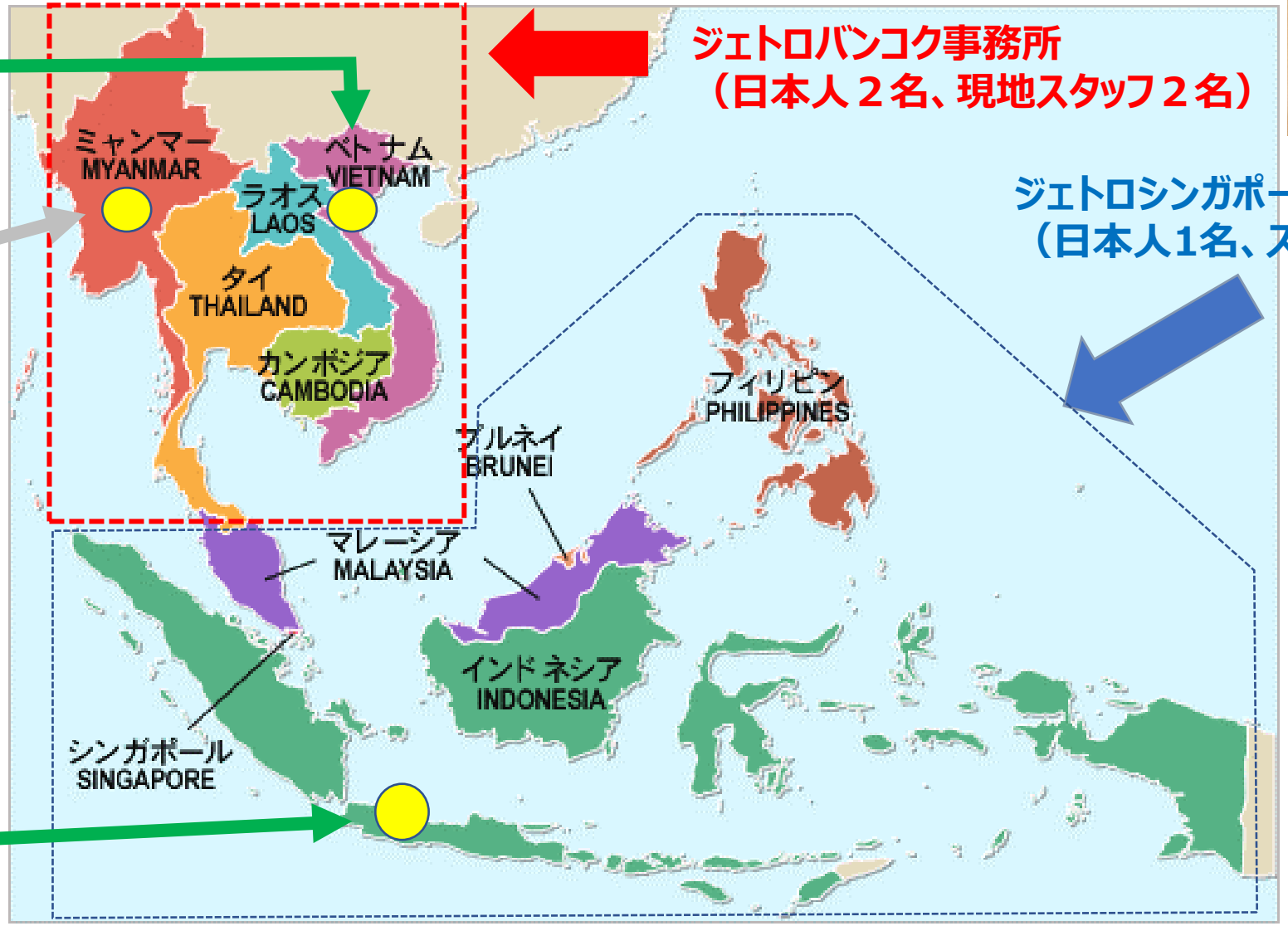
JETRO
Japan External Trade Organization

JICA専門家
（ベトナム知財庁）

JICA専門家
（ミャンマー知財局）
空席

JICA専門家
（インドネシア知財総局）

ERIA
（Chief Operating Officer）



ジェトロバンコク事務所
（日本人２名、現地スタッフ２名）





ジェトロシンガポール事務所
（日本人1名、スタッフ１名）



Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ジェトロシンガポール・バンコク知財部の活動

対象国：
ASEAN10カ国

主な業務：

①知的財産制度に関する情報の調査およびその広報

②日系企業等への知財に関する法律的な助言
（ブリーフィング対応）

③知財に関するセミナー開催
（日系企業向け、政府機関向け、現地人向け）

④東南アジア知財ネットワーク（SEAIPJ）の事務局
（会員向けに知財情報を発信、現地WG活動のサポート）

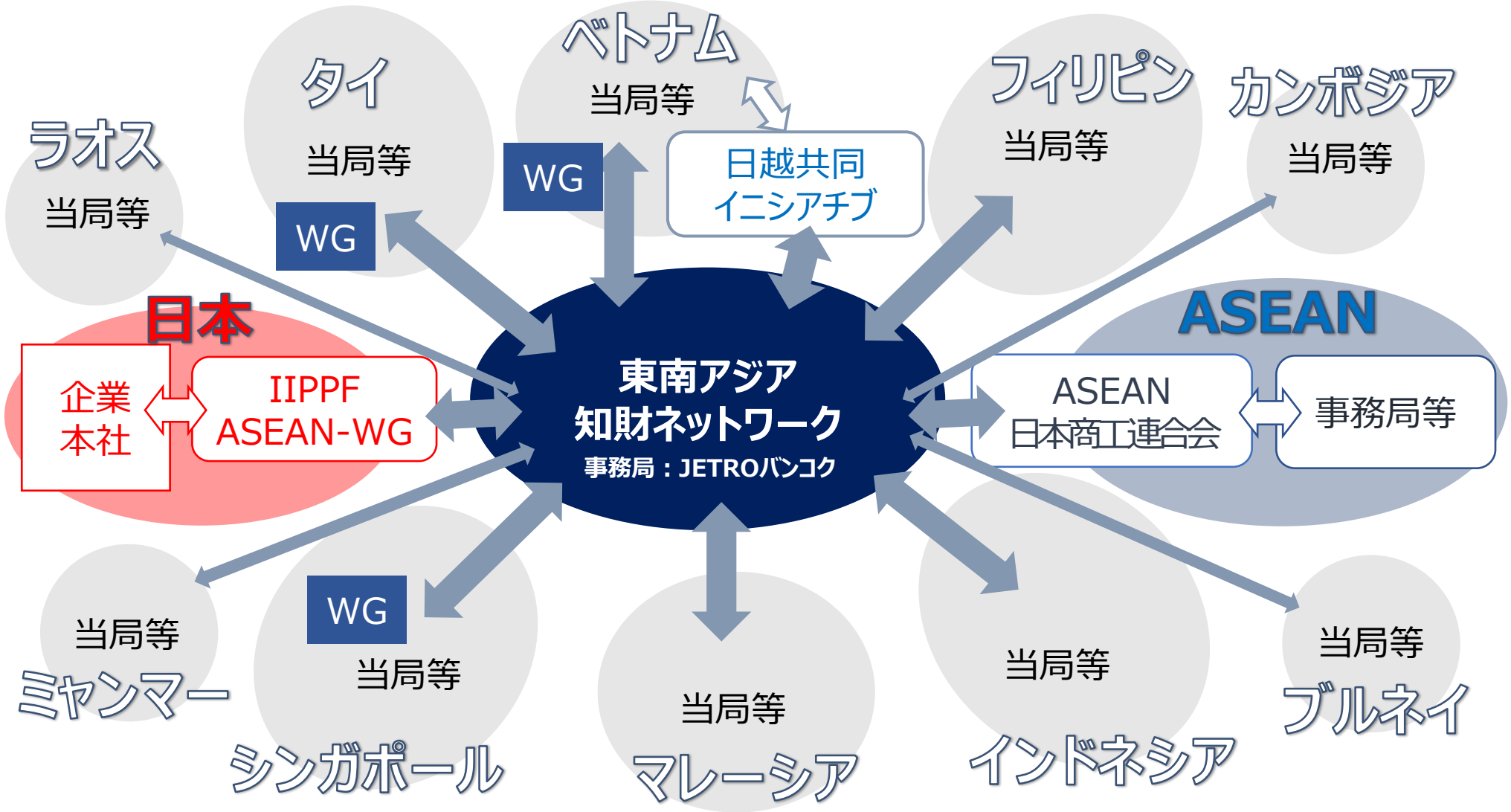
⑤現地政府当局へのロビーイング活動
（知的財産庁、警察、税関、裁判所、検察等）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ASEANにおける日系企業の活動　SEAIPJ

東南アジア知財ネットワーク（SEAIPJ）

ASEAN地域における横断的な日系企業の知財活動支援の場として2012年に発足



Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

現地日系企業の活動　SEAIPJ・シンガポールWG

- 主にインドネシアを中心に、海側ASEANの知財状況等について、主にシンガポールに駐在するメンバー間で情報共有
- 2022年3月、インドネシアWGより、名称を変更
- メンバーから各種取り組みの紹介、あるいは相談事について、WGで検討、議論
- 事務局より、知財庁によるパブコメ、各種イベント開催情報を発信

➢ シンガポールWG会合での意見交換
（2022年12月16日、ハイブリッド開催）



意見交換後の集合写真

➢ IIPPF共催オンラインプラットフォーマー（Shopeeシンガポール）との意見交換会（2023年3月24日、ハイブリッド開催）



Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

現地日系企業の活動　SEAIPJ・タイWG

知財官民対話

- タイで概ね毎年開催
- 日本側：SEAIPJタイWG（日系企業・法律事務所）、JETRO
 タイ側： 知的財産局、検察庁、特別捜査局、経済警察、税関、法制局、裁判所等
- 審査促進やエンフォース、法制度整備などを幅広く議論、改善を要請



2021年3月30日開催　タイ知財官民対話の様子

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

現地日系企業の活動　SEAIPJ・タイWG

タイDIP、税関、特別捜査局、経済警察、検察局への真贋判定セミナー（2023年2月）

- 国際知財保護フォーラム（IIPPF）とタイWGとで、タイのバンコクにて、タイDIP、税関、特別捜査局、経済警察、検察局の職員103名に対して真贋判定セミナーを開催。

- タイでの模倣品対策、特に近年急増しているオンラインでの侵害品対策に関して、活発な議論を実施。





Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

現地日系企業の活動　SEAIPJ・ベトナムWG

IPベトナムーJPO実務者対話（2022年3月）

- ベトナム知的財産法の改正内容についてオンライン形式で、IPベトナムの実務レベルの担当者と意見交換を実施。



ベトナム知的財産研究所（VIPRI）/IPベトナムによるベトナム改正知的財産法セミナー開催（2022年9月）

- VIPRI、IPベトナム、JICA、SEAIPJ・ベトナムWGが共同して、ベトナムのハノイにあるVIPRI本部内の会議室においてハイブリッド形式でセミナーを開催



Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ご清聴ありがとうございました

ジェトロシンガポール事務所
知的財産部
TEL：+65-6429-9553
Email：spr_ip@jetro.go.jp

ジェトロバンコク事務所
知的財産部
TEL： +66-2253-6441 ext. 190
Email： bgk_ip@jetro.go.jp

メールマガジン「東南アジア知財ニュース」
「東南アジア知財ネットワーク」については、
http://www.jetro.go.jp/world/asia/ip/ へ

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載